

# 感染症や災害への対応について 《論点等》

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見（災害、感染症関係①）

| No | 意見等の内容   | 団体名   |
|----|--|---|
| 1  | ○今回のコロナ禍では、オンラインでの支援を行った事業所もあった。対面での支援はともて重要だが、オンラインならではの良さも体験できた。オンライン支援は、仕事やその他の事情で時間を作ることが困難な家族にも支援提供が可能になり、家庭の様子を見ながら支援を提供することで、よりオリジナルな、生活文脈に合致した内容をアドバイスすることもできる。今後、オンラインによる支援を発達支援（本人支援）や家族支援を行なっていく上での選択肢として実施可能になれば、バリエーション豊かな支援が提供できると考える。             | 全国児童発達支援協議会   |
| 2  | ○三密を防ぐためのオンライン等の活用について、療育支援を行う為にオンライン等を活用し、個別支援計画面談をオンラインや電話等、対面でなく顔や声が直接見え聴ける形で実施する。  | 全国重症児者デイサービス・ネットワーク   |
| 3  | ○地域で生活する障害者の安否を確認し支援する相談支援が望まれる。対面式の相談等が行えない状況を想定し、オンライン相談が容易に行えるように環境を整える必要があるが、機器の設定や操作が難しいため諦めるケースもあり得る。そのため、事業所の職員が家庭へ出向いて機器の設定や操作説明を行ったり、事業所の機器を持っていき面談の時間を作るといった様々な支援が行えるよう、その支援に係る経費への助成や報酬・加算の検討が必要と考える。   | 日本身体障害者団体連合会  |
| 4  | ○感染症の長期化により、面会や外出・外泊制限も長期化する可能性が高い。利用者や家族の心理的支援のため、オンライン面会などを取り入れる必要がある。そのため、機器整備や対応にあたる人員配置を評価し、加算を新設していただきたい。  | 国立病院機構 他<br>(同旨：日本筋ジストロフィー協会、日本看護協会)                              |
| 5  | ○事業所において、管理部門を中心にテレワークの導入余地は十分にある。その動きを加速するため、請求事務の簡略化、提出書類の削減、記録のペーパーレス化、さらにはサービスの質が低下しないことなどを前提に「テレワーク導入加算（仮称）」の創設と、オンラインによるサービス管理の容認を提案する。  | 全国手をつなぐ育成会連合会   |
| 6  | ○医療的ケアを伴う利用者の感染症対策など、特に専門的な人員の加配が必須である実態を報酬に反映していただきたい。  | 全国身体障害者施設協議会 他<br>(同旨：障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)                  |
| 7  | ○想定を超える緊急時における、国及び市町村で『障害福祉サービスへの対処方針（ガイドライン）』の策定及び周知徹底並びに検査体制の整備が必要。（長引く休校・障害者通所施設休業・障害者短期入所閉鎖等に伴う在宅生活での介護支援体制の確保）  | 全国肢体不自由児者父母の会連合会 他<br>(同旨：全国重症児者デイサービス・ネットワーク、全国精神障害者地域生活支援協議会)   |
| 8  | ○新型コロナに限らず、事業所においてはさまざまな感染症リスクがあるにも関わらず、これまで感染症を意識したBCPは作成されてこなかった経緯があるため、新型コロナを契機としたBCPの作成（または改定）を促進するための加算もしくは減算が求められる。  | 全国手をつなぐ育成会連合会   |
| 9  | ○施設等での隔離支援が必要な場合には、支援職員の心理的、物理的負担を考慮した経済的支援を事業者に行っていただきたい。   | 日本自閉症協会   |
| 10 | ○付き添いが必要な利用者が入院する場合で保護者が付き添えない時は、施設等の本人に慣れた支援職員が付き添う事になるが、職員増員にかかる費用を支援していただきたい。   | 日本自閉症協会 他<br>(同旨：障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、DPI日本会議)               |
| 11 | ○障害当事者や保護者の心のケア（心意的ストレス）に対する体制整備の確保  | 全国肢体不自由児者父母の会連合会  |
| 12 | ○障害福祉サービス等利用計画の個別支援計画の策定時に災害時に直ちに対応できる「災害時避難・支援個別支援計画」を同時に策定することを義務付ける。  | 全国肢体不自由児者父母の会連合会  |
| 13 | ○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、その予防策として、三密を避けるための利用調整や利用者自身の利用自粛などにより、事業所の収入が大幅に減少し、経営に大きな影響を及ぼしている。こうした状況に鑑み、前年度との比較により減少した額を補償し、経営の安定化につなげる対策に検討が急がれる。<br>・また、作業収入が減少することにより事業の維持や利用者工賃への補償等を含めた運営への補償が求められる。  | 日本身体障害者団体連合会 他<br>(同旨：全国児童発達支援協議会、障害者自立支援法違反訴訟団、全国精神障害者地域生活支援協議会) |
| 14 | ○精神科病院は、清潔不潔の区域の仕分けが不十分な建造物が多く、さらに閉鎖性密室性が高い精神科病院は新型コロナウイルス感染に極めて脆弱である。意にそぐわない精神科病院への入院を回避できるよう病院及び地方公共団体等に相談窓口を設置すること、現に入院している精神障害者が精神科病院から避難できるように病院及び地方公共団体等に相談窓口を設置することが必要。   | 全国精神保健福祉会連合会  |
| 15 | ○ろう重複障害者などの入院時等には行政と医療機関と福祉施設などが連携して対策を検討した上で、入所や通所の施設職員などの付き添いが必要となった場合には、付き添った部分について基本報酬及び各種加算の算定ができるようにしていただきたい。また付き添った職員に対する感染予防（医療従事者と同様の防護服などの支給及び使用方法についての指導等）を行政の責任で実施するなどの感染予防の施策についても合わせて実施していただきたい。また、この件は、これまでの課題でもあったので、コロナ終息後も恒久的に制度化しての対策が必要と考える。 | 全日本ろうあ連盟  |
| 16 | ○万一、新型コロナ感染者がろう重複障害者が暮らす施設等で発生した場合の対処は、特に困難であることが予想される。24時間の見守りや支援が必要な利用者に対し、一事業所だけの支援体制では限界があるため、国としてもこのような場合に、行政及び医療機関と福祉施設等が適切な連携ができるように都道府県、市町村に特別な体制を組んで協力いただけるようシステムの制度化をお願いする。  | 全日本ろうあ連盟  |

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見（災害、感染症関係②）

| No | 意見等の内容   | 団体名  |
|----|--|--|
| 17 | ○聴覚障害者、ろう重複障害者が「新しい生活様式」の中で当たり前に生活していくためには、コミュニケーションの上で、口元や表情が見え、安心して医療機関、公共機関、行政窓口等が利用できるように、「透明マスク」の普及啓発に国としても取り組んでいただきたい。具体的には、首相や官房長官の記者会見などにおいて透明マスク着用による啓発や、厚生労働省をはじめとして聴覚障害者関係者との会議などにおける合理的配慮として透明マスク等の着用をお願いする。また、医療や福祉関係機関等においても透明マスクが広く活用されるためには、感染対策に一定の効果がある透明マスクの研究が必要だと考えられるため、そういった研究に対して国からの支援をお願いする。 | 全日本ろうあ連盟   |
| 18 | ○新型コロナウイルス感染拡大の影響により職場実習の中止、採用活動の延期・中止、内定取り消し、離職など起きている。次年度の報酬単価については、前年度の実績をスライドするなどの措置が必要である。  | 全国就業支援ネットワーク                                     |
| 19 | ○感染拡大時など緊急時には、異なる事業の設備のスペースを柔軟に活用することにより、施設内の感染拡大予防と療育サービスの提供を両立可能とするような臨時的措置を認めるように求める。   | 全国肢体不自由児施設運営協議会                                  |
| 20 | ○新型コロナウイルスの蔓延により、新規の障害者雇用が停滞するなどの課題が発生している。障害者雇用が進まないことに加え、一時的に利用定員数を超過するなど、今までの想定外の事態について整理・把握をした上で対応を検討する必要がある。  | 全国就労移行支援事業所連絡協議会                                 |
| 21 | ○次年度の基本報酬の算定については、今年度の就職状況等も分析した上で、基本報酬では2019年度以前の実績評価を用いるなど、何かしらの措置を検討すべきではないか。今後に向けて社会・経済状況の悪化に対応するための調整機能についても検討しておくことも必要ではないか。   | 全国就労移行支援事業所連絡協議会                                 |
| 22 | ○現行発生されている臨時的な取り扱い等については、今年度に限り継続するとされているが、終息までにはかなり時間がかかることが予想されており、来年度以降も蔓延する可能性もあるため、状況をみながら柔軟な対応をお願いする。  | 全国就労移行支援事業所連絡協議会 他<br>(同旨：全国重症心身障害児(者)を守る会)      |
| 23 | ○新型コロナウイルス感染への不安のため、通所できなくなった利用者が多かった。また、感染拡大防止のため利用制限をしている事業所も多い。そのような中で事業継続に困難をきたしている事業所も多い。一方で、在宅ワークを経験することによって、これまで引きこもっていた利用者が少しずつ日中活動を行い、社会参加の可能性が広がってきている事例も見られる。今後はコロナの期間だけでなく在宅ワークを組み合わせた支援の仕組みが必要である。  | 日本精神神経科診療所協会                                     |
| 24 | ○コロナ禍だけでなく、台風、豪雨、地震、猛暑等毎年全国各地で災害が発生している状況にある。東日本大震災では、障害のある人の死亡率は、住民全体の2倍ともいわれている。<br>・事前の備えの理解や災害発生時の必要な行動の判断に障害のある方に対して、「サービス等利用計画」のなかに災害時対応を加えた際に、加算できるものとする。<br>・その際は、本人にわかりやすい形で「普段からの備え」「避難するときの持ち物」「災害が起きたときの行動」「連絡先や避難先」「災害時の支援体制」等を別途作成し、本人やご家族等から同意を得て、支援者と共有するものとする。  | 日本精神神経科診療所協会 他<br>(同旨：障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会) |
| 25 | ○外出制限や各種社会福祉事業の中止等が障害者にも大きな影響を与えている。緊張と孤立を深め、心身のバランスを崩していることを見逃せば、うつ病の発症や引きこもり、孤独死、虐待等のリスクの高まることが懸念される。命と暮らしを守るため、地域で生活する障害者の安否を確認し支援する相談支援が望まれるが、基幹相談支援や委託相談支援は設置数が十分とは言えない。<br>・現行の計画相談支援の報酬では、相談支援専門員の人員確保が難しく、十分な相談体制の確保が困難と思われる。計画相談支援の報酬単価の引き上げとともに、身近な相談相手として、市町村より委嘱されている身体障害者相談員や知的障害者相談員の活用を望む。              | 日本身体障害者団体連合会                                     |
| 26 | ○新型コロナウイルス感染症流行下（あるいは類する状況下）においては、利用者負担額の所得区分の一般1、2を減免とすることを提案する。  | 全国地域で暮らそうネットワーク                                  |
| 27 | ○新型コロナウイルス感染症による影響について、①行政の失語症の特性を踏まえたきめ細やかな支援が必要。②失語症者の意思疎通支援アプリの日常生活支援用具として幅広く認めていただくことが必要。  | 日本失語症協議会   |
| 28 | ○災害時に医療的ケア児が駆け込める福祉避難所（「在宅療養児者避難所（仮称）」）をあらかじめ指定して、患者家族に周知しておき、発災の初期から開設する。これは新型コロナウイルス対策としても有用である。<br>・在宅療養児者避難所（仮称）は、特別支援学校だけでなく、福祉・介護施設、診療所、病院など民間施設も含めて幅広く数多く指定できるようにする。<br>・在宅療養児者避難所（仮称）が非常用電源を設置し、精製水や栄養剤等を備蓄することに補助金を出す。あるいは、これらの準備をしている福祉施設に対し、「災害準備加算（仮称）」を創設する。  | 日本医師会  |
| 29 | ○医療的ケア児の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、医療的ケア児をケアする人がいなくなる。そのような場合に医療的ケア児を病院や障害児者施設で受入れる体制の整備について、各地域で協議をお願いしたい。  | 日本医師会  |
| 30 | ○人工呼吸器児の家族が感染した場合は、呼吸器のエアインテーク部分にウィルス防御効果の高いフィルターを装着できるよう、補助をお願いしたい。   | 日本医師会  |
| 31 | ○同居家族や訪問看護・介護従事者が感染者、濃厚接触者となった場合でも、安心して生活が送れるようにするよう、かかりつけ医の医療機関と感染症専門の医療機関との連携・情報共有等の制度設計を求める。  | 日本筋ジストロフィー協会                                     |
| 32 | ○感染拡大下でも入所患者に必要な医療ケアが継続して提供できるよう、平常時とは異なる人員配置基準に変更し、病棟の人員を増強していただきたい。  | 日本筋ジストロフィー協会                                     |
| 33 | ○生活支援員などが感染罹患し、人員配置が困難な場合、人員配置の要件緩和を継続するとともに、その内容も感染状況に応じて検証して頂きたい。  | 国立病院機構   |
| 34 | ○感染症対策に係る、有期限サービスの利用期間について一定の配慮が求められるものの、一律に行うのではなく、例えば利用期間を緩和する際は、区分認定審査会における厳格な検討はもとより、当義骸事業所のこれまでの実績を判断材料に加えるなどが考えられる。  | 全国精神障害者地域生活支援協議会                                 |

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見（災害、感染症関係③）

| No | 意見等の内容   | 団体名   |
|----|--|---|
| 35 | ○感染症対策を行いつつ、就労移行が進められている事業所等にはなんらかの加算を行うことも考えられるのではないかな。   | 全国精神障害者地域生活支援協議会  |
| 36 | ○感染症対策として行われる、就労系福祉サービスの在宅利用の取り扱いについて、事業所における日常の活動内容および利用者の障害特性を考え併せ、積極的に取り組まることが必要。   | 全国精神障害者地域生活支援協議会  |
| 37 | ○強度行動障害のある知的障害者が発症しても、症状が経度のため動き回ってしまうような場合の対応について、慎重かつ迅速に検討を行い、情報発信を。   | DPI日本会議   |
| 38 | ○障害支援施設等が、感染管理の専門性が高い看護師との連携により感染予防の体制整備を行った場合に、「感染予防対策加算（仮称）」を新設すること。   | 日本看護協会  |
| 39 | ○外見からはわからない、難病や長期慢性疾患の患者にも、自力では困難である患者を要支援者としての登録を行い、災害状況に応じた避難する仕組みづくりが必要である。   | 日本難病・疾病団体協議会  |
| 40 | ○集団での避難場所では、過ごせない医療的ケアや福祉的ケアを必要とする人、感染症などに要注意する必要がある人たちがいる。適切な福祉施設やホテルなど、避難場所を拡大し、優先して使用できるしくみづくりが必要である。   | 日本難病・疾病団体協議会 他<br>（同旨：障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会）  |
| 41 | ○新型コロナウイルスの感染拡大に伴って示された報酬算定の特例を強化した上で継続することが適当である。具体的には、在宅支援（いわゆる「できる限りの支援」）で提供すべき支援を就労系サービスに準じて全サービスで実効性が担保されるように示し、その条件を満たす場合には、感染拡大地域以外における感染不安による利用控えにも適用できるように、都道府県及び市区町村へ周知徹底することが必要と考える。  | 全国手をつなぐ育成会連合会   |
| 42 | ○事業所において新型コロナウイルスの集団感染が発生した場合、特に居住系サービスや小規模法人（事業所）の場合には他法人（事業所）からの支援職員が不可欠となる。こうした依頼に応える事業所に対するかかり増し経費の補助は制度化されたが、さらに強力な報酬上の評価が必要である。  | 全国手をつなぐ育成会連合会   |
| 43 | ○真に必要な人には障害者支援施設における支援も不可欠であり、現に施設を住まいの場としている人の生活環境が向上することが重要と考える。残念ながら、現在でも2名以上が同じ居室で生活する「多床室」は解消されておらず、生活環境の向上が急がれる。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止やゾーニングの観点からも、早急な個室化が必要である。すでに本年度二次補正予算で施設整備費の補助は設定されているが、来年度以降についても政策誘導的な個室化に対するインセンティブ（または多床室への減算）が必要と考える。 | 全国手をつなぐ育成会連合会   |
| 44 | ○新型コロナウイルスに関する各種特例の中には、事業所への勤務経験やボランティア経験があれば居宅介護の職員として従事することができるという扱いがあり、緊急的に人材を確保する必要がある居宅介護事業者にとっては有用と思われる。この特例について、たとえばサービス提供責任者が6か月程度のOJTを実施することを条件として、一定期間は特例を継続することも有効と考える。   | 全国手をつなぐ育成会連合会   |
| 45 | ○新型コロナウイルス感染症によって、緊急的な支援を要する障害者への支援（相談支援含む）の重要性が再確認されたが、新型コロナウイルスに限らず、各種感染症や災害等に対応するための十分な基盤整備と、事業所が休業せざるを得ない場合であっても事業継続が可能となるような方策の検討が必要である。  | 日本知的障害者福祉協会   |
| 46 | ○新型コロナウイルスの影響について、会員事業所に対してアンケート調査した結果、本年4月には約9割の事業所が前年同月比にて利用者数が減少し、5月には前年同月比で40%以上の利用減となった事業所は全体の16.8%である。事業所規模や法人の財務体質次第では、事業の安定的な継続に重大な支障を来しかねないことから、来年の報酬改定を待たずに可及的速やかな救済措置（給付金等）が必要と考える。   | 全国重症心身障害日中活動支援協議会   |
| 47 | ○入所者・職員などを対象として優先的に定期的なPCR検査や抗体検査が実施できるようにしていただきたい。また、定期的なPCR検査等は公費で行ない、早期に感染者（職員と利用者）を発見し隔離できるようにしていただきたい。  | DPI日本会議 他<br>（同旨：日本自閉症協会、日本身体障害者団体連合会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会）                                    |
| 48 | ○国や主要都市・自治体が緊急時を想定し、重度障害児者・医療的ケアを必要とする児者の「医療機器・衛生材料の備蓄」を行い、提供が速やかに行える『システムの構築と支給制度の確立』を要望する。（人工呼吸器で常時使用する精製水・補修部品、消毒用アルコール、マスク、滅菌不織布ガーゼなど）<br>また、福祉施設にも感染防護物資が供給されるよう、流通ルートの確保及び購入費等への手当を検討いただきたい。   | 全国肢体不自由児者父母の会連合会 他<br>（同旨：全国重症児者デイサービス・ネットワーク、日本医師会、日本看護協会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、全国社会就労センター協議会） |
| 49 | ○厚生労働省から示された「感染拡大防止のための留意点」を受けて、就労系事業所では従来以上の衛生管理体制を充実させてきたが、今後、現在の基準を基に、継続的に徹底した衛生管理体制を維持していく必要があるため、基本報酬において評価していただきたい。  | 全国社会就労センター協議会   |
| 50 | ○新型コロナ感染対策関連の要望<br>（1）利用者の感染、濃厚接触、あるいはその疑いによる休業中のヘルパーの給与保障（6割以上）を行う事業所への助成<br>（2）消毒用アルコール類、精製水、防護服などの配布<br>（3）ヘルパー1人当たり20万円／5万円の給付（継続）<br>（4）入院中のヘルパー等の付き添い／見舞いの在り方に関する検討（例えば、個室料の助成など）  | 日本ALS協会   |
| 51 | ○災害対策に関して、以下の点を要望する。<br>（1）水害・土砂崩れ等の危険地域からの事前避難策や物品購入等への助成<br>（2）バッテリー・栄養剤・衛生用品等の備蓄に対する助成<br>（3）避難時の移動介護にかかる2人以上の体制等を報酬として評価<br>（4）医療的福祉避難所の確保（人工呼吸器利用者等、医療的ケアニーズのある者を対象とする）   | 日本ALS協会   |
| 52 | 災害時の医療者不在時のヘルパーの医療的ケアの許容が必要である。  | 日本ALS協会   |

# 感染症や災害への対応について

## 感染症や災害への対応に係る論点

- 論点 1 感染症対策の徹底について
- 論点 2 業務継続に向けた取組について
- 論点 3 地域と連携した災害への対応について

# 【論点 1】感染症対策の徹底について

## 現状・課題

- 障害福祉サービスは、障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染防止対策を徹底した上で、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス等報酬や運営基準等による対応、予算事業による対応等を組み合わせて、総合的に対応しているところである。
- 現在、基準省令における感染症への対応としては、施設サービス及び通所系・居住系サービスにおいて、「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力義務が規定されている。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応としては、
  - ・ 障害福祉サービス等報酬において、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合の柔軟な取扱い、対面での実施が求められる会議の柔軟化、サービスごとの特性に応じた柔軟な取扱いを可能とするなどの臨時的な取扱いを可能にするとともに、
  - ・ 補正予算等を活用し、衛生用品等の確保、多床室の個室化、サービス継続、応援体制の構築、感染症対策の徹底のための支援、ICT化の支援などを行っている。
  - ・ また、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点、障害者支援施設における感染症発生時の具体的な対応や感染症発生に備えた対応等を示し、感染症対策の徹底と発生に備えた取組の促進を図っている。

## 論点

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応により、感染症の発生やまん延防止に向けた日頃からの取組の重要性が再認識される中、各サービス事業者の感染防止の取組強化や、感染対策を講じながらの継続的なサービス提供を求める観点から、どのような方策が考えられるか。

# 【論点1】感染症対策の徹底について

## 検討の方向性

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応や介護サービスにおける感染症対策に係る検討状況等を踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者に対して、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、各運営基準において、以下の取組を求めることを検討してはどうか。その際、一定の経過措置を設けることとしてはどうか。
  - ・ 施設サービス
    - ： 委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
  - ・ 訪問系、通所系、居住系サービス等
    - ： 委員会の開催や指針の整備、研修や訓練（シミュレーション）の実施

# 感染症対策等に係る基準における規定の例

| 該当サービス            |       | 施設サービス  | 通所系・居住系サービス  | 訪問系サービス   |
|-------------------|-------|---|--|---|
| ○義務<br>●努力義務      | 感染症対策 | ●感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止  | ●感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止   | -   |
|                   | 衛生管理  | ○設備及び飲用水の衛生上必要な措置の実施<br>○健康管理等に必要な機械器具等の適正な管理   | ○設備及び飲用水の衛生上必要な措置の実施<br>○健康管理等に必要な機械器具等の適正な管理  | ○従業者の生活の保持、健康状態の必要な管理<br>●設備等の衛生的な管理  |
| (参考)<br>基準省令の規定の例 |       | <p>第45条 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> | <p>第90条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> | <p>第34条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> |

※上記のほか、療養介護には、医薬・医療機器の適正な管理の義務あり

# 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い①

- 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるため、この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としている。主な取扱いは以下のとおり。

## 1. 基本的な事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能）
- 休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能
- 各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能

## 2. 訪問系サービスに関する事項

- 居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能
- 上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者（ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。）であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能
- 居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めたときは、実際に要した時間の単位数を算定可能
- 居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能
- 同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能
- 居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能
- 熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能

# 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い②

## 3. 通所サービスに関する事項

- 送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件（1回の送迎につき平均10人以上の利用等）を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能
- 生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能

## 4. 短期入所に関する事項

- 利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを緊急時の受入と同程度の負担とみなし、利用者の同意が得られれば、緊急短期入所受入加算を算定可能

## 5. 就労系サービスに関する事項

### <就労継続支援A型について>

- 前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能
- 生産活動収入の減少が見込まれるときには、賃金の支払いに自立支援給付費を充てることが可能
- 都道府県等が認める場合には、経営改善計画策定の猶予が可能
- 暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能 ※ 就労移行支援も同様
- 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合には、事業運営について一部緩和した取扱いのもと、在宅でのサービス利用の対象とすることが可能

※ 就労継続支援B型、就労移行支援も同様

### <就労継続支援B型について>

- 前年度に代えて前々年度の平均月額工賃を基本報酬の算定区分とすること等が可能
- 新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、工賃の支払いに自立支援給付費を充てることが可能
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと

### <就労移行支援について>

- 年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であった場合には、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能
- ※ 上記の取扱いは、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助又は地域移行支援、地域定着支援についても同様。なお、地域移行支援は最大6ヶ月の範囲内で柔軟に更新可。

### <就労定着支援について>

- 対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能

# 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い③

## 6. 施設入所支援に関する事項

- 新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能

## 7. 共同生活援助に関する事項

- グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所が休業した場合において、グループホームにおいて昼間に支援を行った場合には日中支援加算(Ⅱ)の算定が可能
  - 新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能
  - 新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能
- ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様

## 8. 相談系サービス等に関する事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能
- サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能
- 地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能

## 9. 障害児サービスに関する事項

- 学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能（分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能）
- 放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能
- 家庭連携加算及び訪問支援特別加算については、電話等による実施が可能
- 報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算（延長支援加算等）について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能
- 強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能

## 10. その他の事項

### <福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について>

- 障害福祉サービス等処遇改善計画書の期限までの提出が難しい場合、指定権者に対し、4月15日までに説明することで、4月サービス提供分より算定可能（5月、6月又は7月サービス提供分から算定する場合についても、これに準じて柔軟な取扱いが可能）
- 令和元（平成31）年度の処遇改善加算等における賃金改善の実績報告書について、指定権者の判断により提出期限の延長が可能

# 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

令和2年度補正予算：69億円

## 事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発に必要な費用を補助する。

## 事業内容

### (1) 衛生用品等の緊急調達

障害福祉サービス事業所等における感染予防に必要な障害児のための小型マスクや消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、障害福祉サービス事業所等へ配布するマスクを卸・販社から一括購入するなど、衛生用品を確保することや居室に簡易陰圧装置及び換気設備を設置する際に必要な費用について補助する。

### (2) 衛生環境改善事業

障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助する。

### (3) 感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が障害者に行き渡るよう、広報・啓発資材の作成に必要な費用について補助する。

## 事業スキーム等

○実施主体：都道府県・指定都市・中核市

○補助率：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3



# 障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修 (社会福祉施設等施設整備費補助金)

令和2年度補正予算:10億円

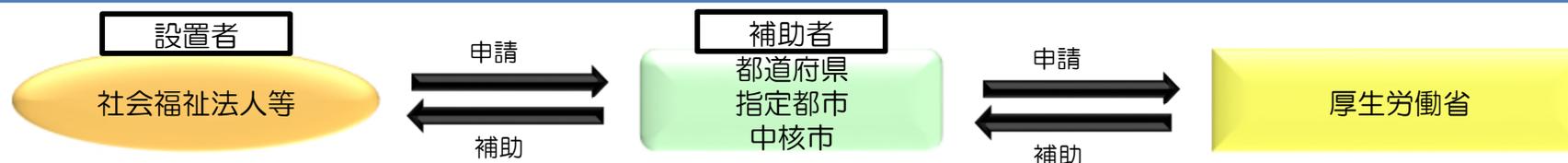
## 事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費について補助する。

## 事業内容

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。

## 事業スキーム等



### <実施主体、負担割合>

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、設置者:1/4

# 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

令和2年度補正予算:42億円

- 障害福祉サービスは、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、障害福祉サービス施設・事業所が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

## 事業内容

### 1 障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等
  - ・事業所、施設等の消毒・清掃費用
  - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
  - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

※①から③に該当する通所系サービス事業所、短期入所事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合は、これらに加えて訪問サービスを実施する場合の費用（④と同じ）に対して追加の助成が可能

- ④ ①から③以外の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合
  - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
  - ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等

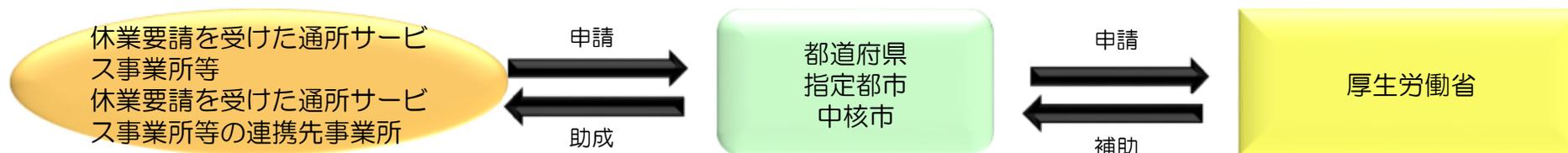
### 2 上記「1」の①、②及び自主的に休業した障害福祉サービス事業所等との連携（※）に係るかかり増し経費支援

（※）利用者を受け入れた連携先事業所等

- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用等

### 3 都道府県等の事務費

## 事業スキーム等



※補助率：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

# 社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

令和2年度 補正予算:4.1億円

## 事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続する。

## 実施主体

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

## 補助内容・補助率

「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業(社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業)」として以下を実施することとし、定額補助とする。

### ①介護職員等の応援派遣の調整

職員が不足する施設と応援派遣の協力が可能な施設間での派遣調整を行う。(派遣調整に係る事務費)

### ②介護職員等の応援派遣

社会福祉施設等のサービス提供を継続するため、介護職員等の応援職員を職員が不足している社会福祉施設等へ派遣する。(応援職員の旅費、宿泊費用など。人件費部分は介護報酬等で対応)

## <事業スキーム>

厚生労働省

補助

都道府県  
又は  
都道府県が適当と認める団体

応援職員の派遣調整

応援職員の派遣

職員が不足している社会福祉施設等



# 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）

令和2年度第二次補正予算：1,508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。

## 障害福祉サービス施設・事業所等

### サービス再開支援

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

### 感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、
  - ・感染症対策のための各種物品の購入
  - ・外部専門家等による研修の実施
  - ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置等、必要となるかかり増し費用を助成。

### 職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（20万円）を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（5万円）を支給。

交付

都道府県

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

交付(10/10)

国

# 障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和2年度補正予算:4億円

## 1. 事業目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

## 2. 事業内容

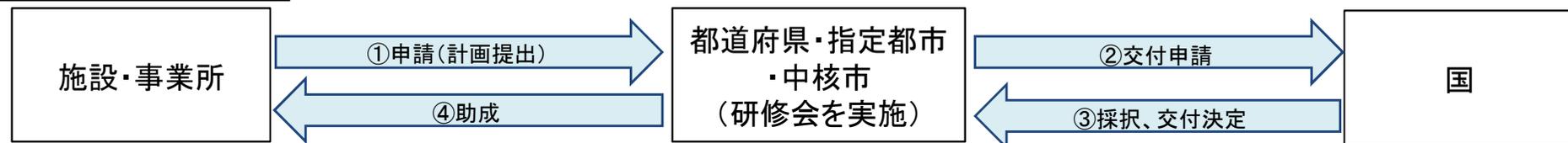
- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助率】 国2/3 都道府県・市1/3

## 3. 事業スキーム



## ① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

## ② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

## ③ 事業イメージ

### (1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
  - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
  - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
  - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

### (2) 事業継続計画(BCP)の策定支援

- ガイドラインの作成
  - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系、障害児)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
  - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

### (3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
  - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
  - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
  - ・医療機関等との連携体制を整備

# 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)

## (令和2年4月7日付事務連絡)

利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）

入所施設等

### 1. 感染防止に向けた取組

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>(1)施設等における取組</p>           | <p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進</li> <li>○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備</li> </ul> <p><b>(面会及び施設への立ち入り)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討</li> <li>○ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る</li> <li>○ 面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録</li> </ul> |
| <p>(2)職員の取組</p>               | <p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底</li> <li>○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底</li> <li>○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応</li> <li>○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底</li> </ul>  |
| <p>(3)リハビリテーション等の実施の際の留意点</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要</li> <li>○ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底</li> </ul>  |

# 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)

## (令和2年4月7日付事務連絡)

### 利用者の状況に応じた対応について (通所系)

通所系等

#### 1. 感染防止に向けた取組

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>(1)施設等における取組</p>  | <p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進</li> <li>○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入入りした者の記録等を準備</li> </ul> <p><b>(施設への立ち入り)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る</li> <li>○ 業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録</li> </ul>  |
| <p>(2)職員の取組</p>      | <p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底</li> <li>○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底</li> <li>○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応</li> <li>○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底</li> </ul>  |
| <p>(3)ケア等の実施時の取組</p> | <p><b>(基本的な事項)</b></p> <p>○ <u>感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底</u></p> <p><b>(送迎時等の対応等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る</li> <li>○ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)を消毒</li> <li>○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討</li> <li>○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める</li> </ul> <p><b>(リハビリテーション等の実施の際の留意点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要</li> </ul> |

# 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)

## (令和2年4月7日付事務連絡)

利用者の状況に応じた対応について（訪問系）

訪問系

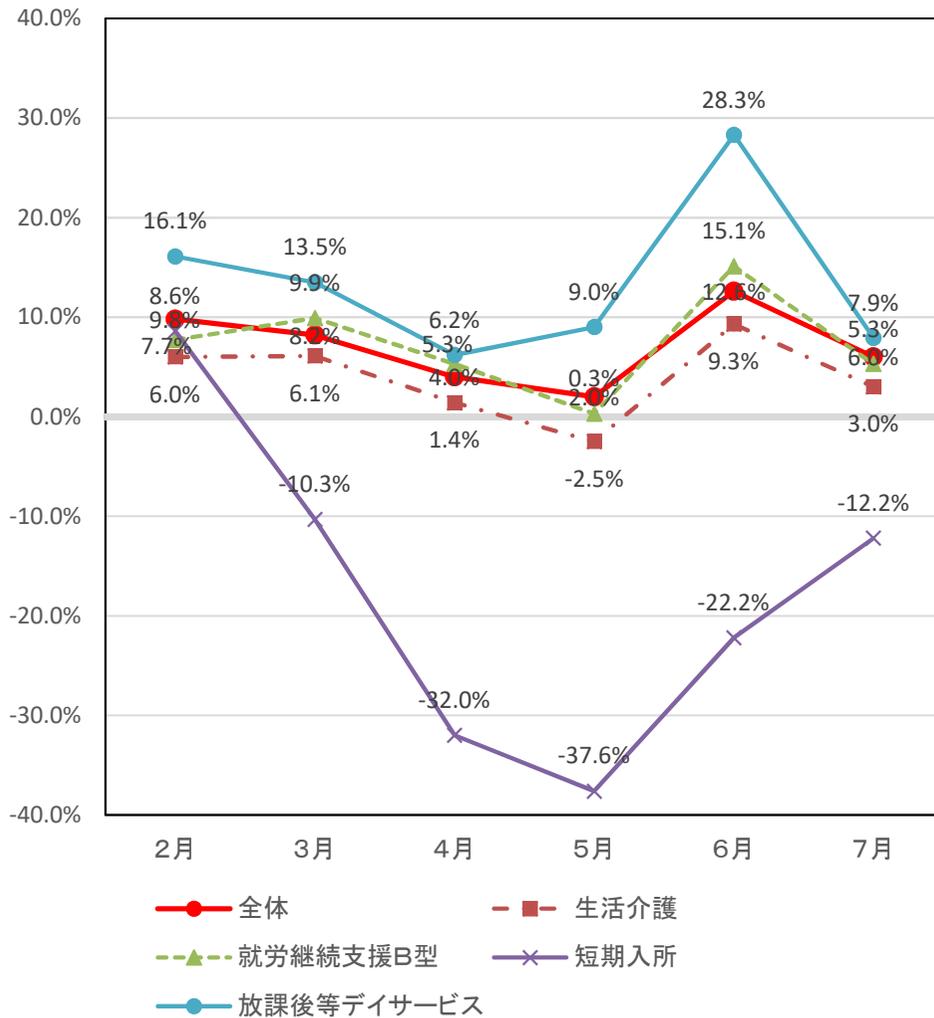
### 1. 感染防止に向けた取組

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>(1)施設等における取組</p>  | <p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進</li> <li>○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備</li> </ul>  |
| <p>(2)職員の取組</p>      | <p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底</li> <li>○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底</li> <li>○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応</li> <li>○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底</li> </ul>   |
| <p>(3)ケア等の実施時の取組</p> | <p><b>(基本的な事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続</li> <li>・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う</li> <li>・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫</li> <li>・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応</li> </ul> </li> </ul> |

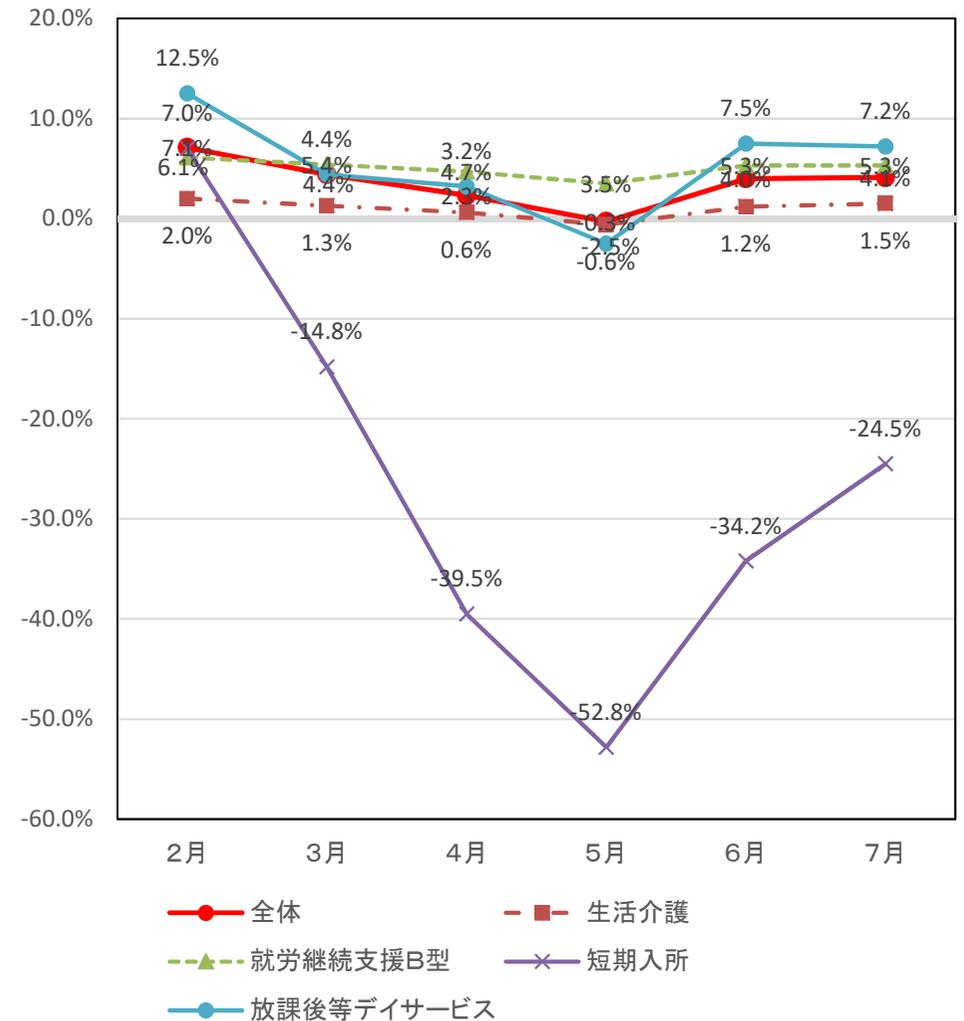
# 障害福祉サービス事業所等の収入への影響について①(費用額、利用者数)

- コロナ禍における収入への影響は、特に短期入所で大きく、費用額・利用者数ともに本年2月以降急激に低下し、4月から5月にかけて3割以上の減少となった。6月以降はやや持ち直したが、7月でも約1割～2割の減少となっており、依然として影響が見られる。
- その他の通所サービス（生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスなど）では、4月～5月をピークに減少したものの、6月以降は持ち直しつつあり、回復基調にあると考えられる。

費用額(給付費)(対前年同月比)



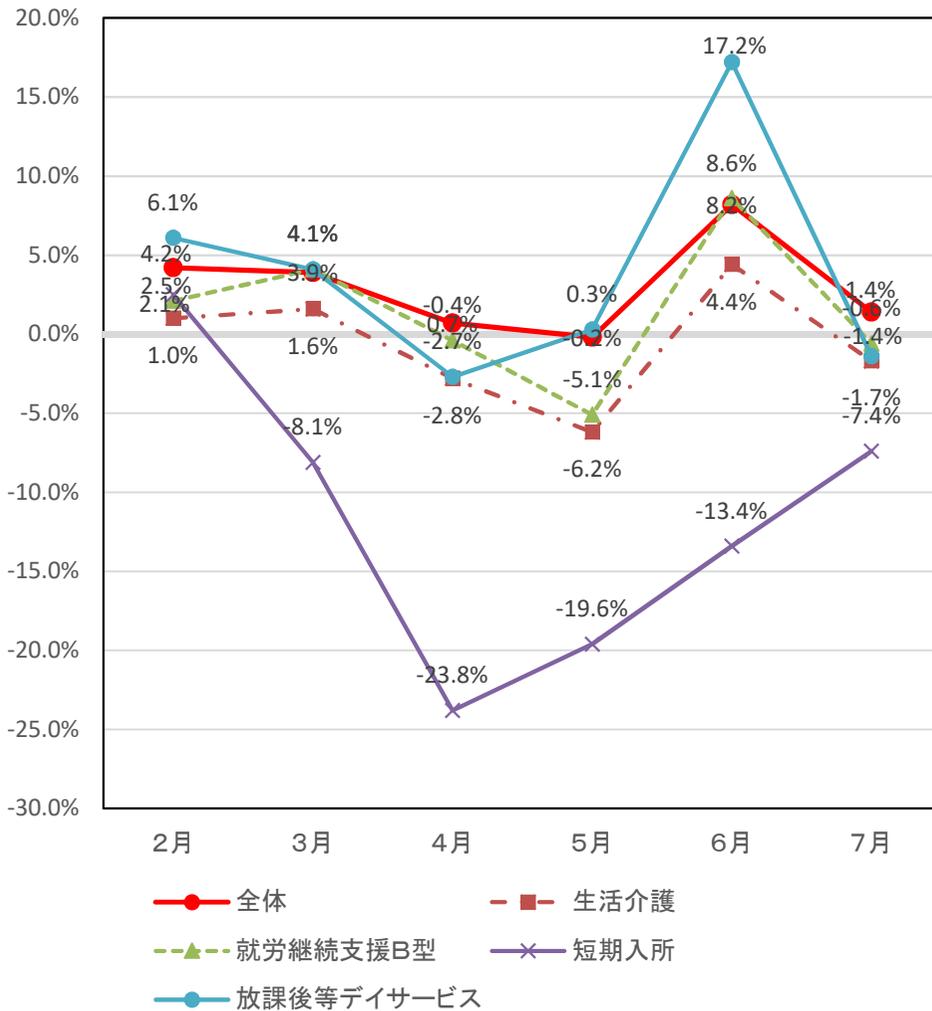
利用者数(対前年同月比)



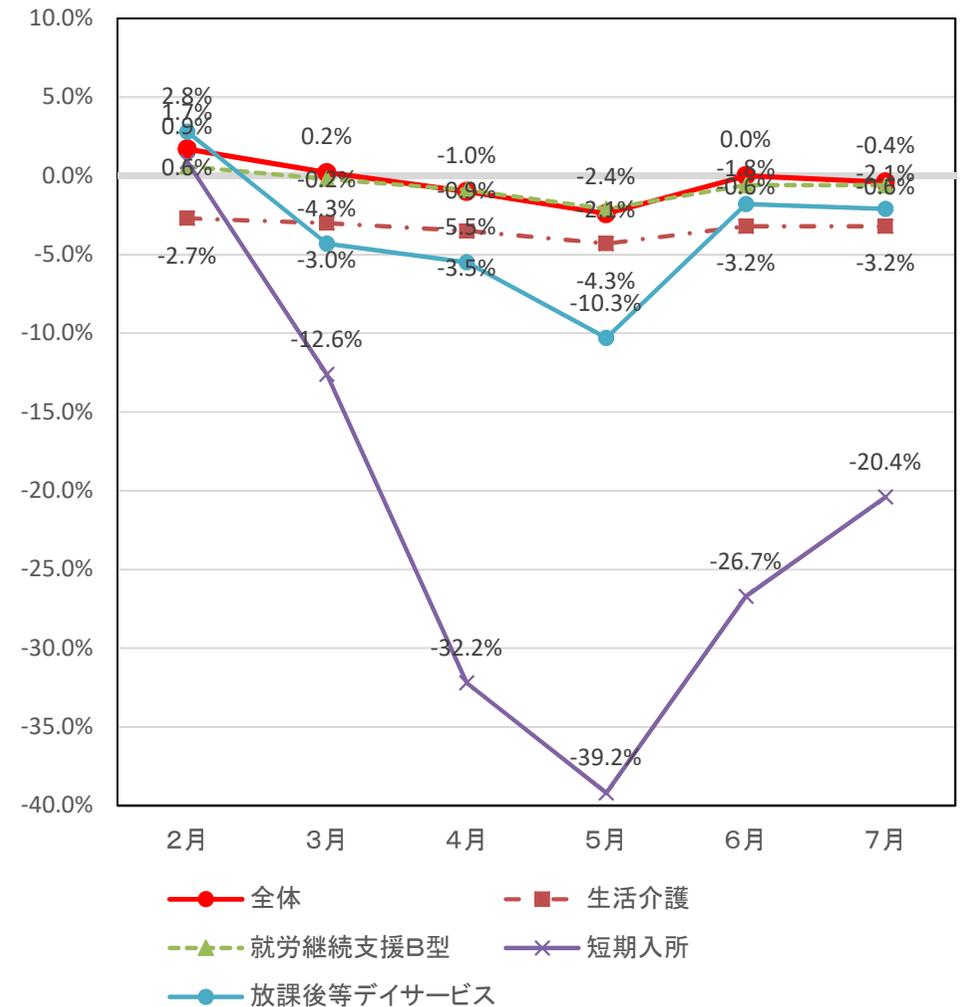
# 障害福祉サービス事業所等の収入への影響について②(1事業所あたりの状況)

- コロナ禍における収入への影響は、特に短期入所で大きく、費用額・利用者数ともに本年2月以降急激に低下し、4月から5月にかけて2～3割の減少となった。6月以降はやや持ち直したが、7月でも約1割～2割の減少となっており、依然として影響が見られる。
- その他の通所サービス（生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスなど）では、4月～5月をピークに減少したものの、6月以降は持ち直しつつあり、回復基調にあると考えられる。

1事業所あたりの費用額(給付費)(対前年同月比)



1事業所あたりの利用者数(対前年同月比)



# 【論点2】業務継続に向けた取組について

## 現状・課題

- 論点1で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応については、報酬や運営基準等による対応、予算事業による対応等を組み合わせて総合的に対応しているところであり、また、障害福祉サービス等の現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、感染対策に関するマニュアルや、事業継続計画（BCP）に関するガイドラインの作成を進めているところである。
- 一方、基準省令における非常災害への対応としては、訪問系サービスを除いて、「非常災害に関する具体的計画の策定」「関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知」及び「定期的な避難等訓練の実施」に係る義務規定が設けられている。
- また、災害発生時においては、その影響を勘案した上で、その都度、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて、柔軟な取扱いを可能としている。

## 論点

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるようにするため、どのような対応が考えられるか。

## 検討の方向性

- 介護サービスでの検討状況を踏まえつつ、以下の点について検討してはどうか。
  - ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や、研修、訓練の実施等を求めることを検討してはどうか。
  - ・ また、求めるに当たっては、事業所に一定の準備が必要と考えられることから、一定の経過措置を設けることとしてどうか。

# 非常災害対策の基準省令における位置づけ

|                           | 施設サービス   | 通所系・居住系サービス  | 訪問系サービス |
|---------------------------|--|--|---------|
| 義務                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常災害に関する具体的計画の策定</li> <li>○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知</li> <li>○定期的な避難等訓練</li> </ul>   |  | —       |
| (参考)<br>基準省令<br>の規定の<br>例 | <p>第44条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> | <p>第70条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> | —       |

|                    |   |  |  |
|--------------------|---|--|--|
| (参考)<br>解釈通知<br>の例 | <p>(19) 非常災害対策(基準第70条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。</li> <li>② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</li> <li>③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</li> <li>④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</li> </ul> |  |  |
|--------------------|---|--|--|

# 災害における障害福祉サービス等の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 災害時においては、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるが、この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としてきており、これまでの主な取扱いは以下のとおり。

## 1 基本的な事項

- 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合においても、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能。また、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（人員配置体制加算等）等についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な取扱いが可能。
- 被災等のため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が全壊等により、施設等の介護職員等及び利用者が避難所等に避難し、介護職員等が避難所にいる利用者に対し、障害福祉サービスを提供した場合施設等において提供している障害福祉サービスを継続して提供できていると判断できれば、介護給付費等を請求可能。

## 2 訪問系サービスに関する事項

- 避難所等で生活している者に対して居宅サービスを提供した場合も、介護給付費等の算定が可能。

## 3 入所系サービスや通所系サービスに関する事項

- 障害者支援施設等においては、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護者等を受け入れた場合でも所定の報酬の請求が可能。

## 4 その他の事項

〈補装具費支給及び日常生活用具給付等事業について〉

- 避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられるため、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付可能。

## 障害福祉サービス等報酬等の臨時的な取扱いを示した災害について（平成30年度以降）

○ 平成30年度以降、障害福祉サービス等報酬等の臨時的な取扱いを示した災害は以下のとおり。

| 年度     | 時期  | 災害の内容              | 主な災害発生地域 |
|--------|-----|--------------------|----------|
| 平成30年度 | 6月  | 平成30年大阪府北部を震源とする地震 | 大阪府      |
|        | 7月  | 平成30年7月豪雨          | 西日本      |
|        | 9月  | 平成30年北海道胆振東部地震     | 北海道      |
| 令和元年度  | 9月  | 令和元年台風第15号に伴う災害    | 千葉県      |
|        | 10月 | 令和元年台風第19号に伴う災害    | 東日本      |
| 令和2年度  | 7月  | 令和2年7月3日からの大雨      | 九州       |
|        | 10月 | 令和2年台風第14号         | 東京       |

## ① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

## ② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

## ③ 事業イメージ

### (1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
  - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
  - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
  - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

### (2) 事業継続計画(BCP)の策定支援

- ガイドラインの作成
  - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系、障害児)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
  - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

### (3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
  - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
  - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
  - ・医療機関等との連携体制を整備

## 1. 基本的な考え方

- 入院体制が移行した地域においては、重症者のための入院医療の提供を優先して確保する観点から、軽症者等については入院しない場合があります、障害者支援施設を利用する障害者についても同様であること。
- 軽症者等に該当すると医師が判断した場合には、当該障害者の障害特性を踏まえ、必要な準備や感染症対策を行った上で、施設内で療養することも考えられること。

## 2. 施設内での療養の事前準備

### <入所施設との調整>

- 施設長は、施設内の生活空間等の分けや必要な物品の確保方法等の検討を行うこと。
- 施設長は、手指衛生方法や個人防護具の取扱いなどを予め職員へ周知徹底すること。
- 都道府県等の福祉部局は、衛生部局の協力を得つつ、感染管理の専門知識を有する者の紹介などを行うこと。

### <人員体制の確保>

- 施設長は、協力医療機関や嘱託医に相談し、医療スタッフの体制を検討するとともに、施設職員の感染を想定し、生活支援員等の職種に応じた確保策を検討することが望ましいこと。
- 都道府県等の福祉部局は、施設の職員が多数感染し、当該施設運営法人内の職員だけでは最低限の体制も確保できないと見込まれる場合には、当該法人からの応援要請を踏まえ、関係団体等と外部からの応援体制構築について相談し、支援を要請すること。

## 3. 施設内での療養を行う利用者が発生した場合の流れ

### <検査結果確定までの流れ>

- 診療した帰国者・接触者外来等は、PCR検査の結果判明時期、入院を要する症状か、障害特性などから施設内での療養も考えられるか、を施設職員や保健所に連絡。
- 陽性であった場合は、入所施設は保健所の指示に従うとともに、利用者の支給決定権者である市町村等に連絡。

### <利用者の受け入れ>

- 帰国者・接触者外来等から施設内療養も考えられるとの連絡があった利用者について、保健所は、施設長と相談の上、施設内療養を行うか最終的な検討を行う。
- 施設内療養を行う場合、特に以下の点に留意すること。
  - ・ 施設の構造、障害特性を考慮した上で、生活空間等を分けること。
  - ・ 利用者について1日2回体温計測等を行い、症状変化時には医師に相談するなど、健康管理を行うこと。
  - ・ 生活支援員、医療スタッフ等で、ミーティングなどを活用し、入所者の状態等を適宜共有すること。
  - ・ 職員への感染状況により施設内で調理できない場合は、デリバリーなど継続的な食事提供体制を検討すること。
  - ・ 職員体制によっては、洗濯が困難となる可能性もあるため、十分なリネン、衣類が供給できる体制を検討しておくこと。

# 障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について (令和2年7月3日付事務連絡)

## 1. 感染拡大防止に向けた取組

- 障害者支援施設における感染拡大防止を図るため、4月7日付事務連絡等に基づく取組を引き続き進めること。
- 利用者に対しては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、施設長が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。

## 2. 感染者等が発生した場合に備えた事前準備

### (1) 福祉人材の確保

- 障害者支援施設において感染者等が発生した場合、感染者である職員は入院若しくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となるが、これにより職員の不足が生じる可能性がある。  
このように、緊急時に備えて、平時より応援体制を構築しておくことが求められることから、障害者支援施設においては、当該施設を含む法人内で、生活支援員、事務職員等の職種に応じた人員確保策を検討すること。
- また、都道府県においては、令和2年度第2次補正予算に計上した、緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用も活用し、平時より関係団体と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、感染者等が発生した場合の人材確保策を講じること。

### (2) 施設内の環境整備

- 障害者支援施設の施設長等は、感染者や濃厚接触者が発生した場合等に備え、個室管理や生活空間等の区分けに係るシミュレーションや、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者との相談、物資の状況の把握を行うとともに、感染者等が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有をしておくこと等が考えられること。
- 特に障害者支援施設等においては、生活空間等の区分けについて、5月4日付事務連絡2(1)に記載した下記の動画等を参照しつつ、多機能型簡易居室の整備等も含め、各施設の構造・設備を踏まえ考える必要があること。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#yobou](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou)  
<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>
- また、感染症対応に係る基本的な考え方、防護具の装着方法等については、上記や下記URLの動画等も参考に施設内や法人内で意識付けや研修(実地研修を含む)を行い、平時より施設の感染症対応力を向上させることが望ましいこと。  
[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)
- マスク、消毒剤等の物資に関しては、平時より、在庫量と使用量・必要量を整理し、不足した場合には必要量を速やかに都道府県等に要望できるように備えておくことが望ましいこと。

# 【論点3】地域と連携した災害への対応について

## 現状・課題

- 現在、基準省令における非常災害への対応としては、訪問系サービスを除いて、「非常災害に関する具体的計画の策定」「関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知」及び「定期的な避難等訓練の実施」に係る義務規定が設けられている。
- 介護サービスの小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護において、「訓練の実施に当たっての、地域住民との連携」の努力義務が規定されているが、障害福祉サービス等では特に規定されていない。

## 論点

- 昨今大規模な災害の発生がみられる中、施設等において、発生時において適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを提供していくためには、地域と連携しながら対応していくことが重要となる。
- 地域と連携した災害対策を進める観点から、どのような方策が考えられるか。

## 検討の方向性

- 介護サービスでの検討状況を踏まえつつ、以下の点について検討してはどうか。
  - ・ 非常災害対策が求められる施設系、通所系、居住系サービス事業者について、運営基準において、災害訓練の実施等に当たって、地域住民との連携に努めることを求めることとしてはどうか。

# 非常災害対策の基準省令における位置づけ

|                           | 施設サービス   | 通所系・居住系サービス  | 訪問系サービス |
|---------------------------|--|--|---------|
| 義務                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常災害に関する具体的計画の策定</li> <li>○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知</li> <li>○定期的な避難等訓練</li> </ul>   |  | -       |
| (参考)<br>基準省令<br>の規定の<br>例 | <p>第44条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> | <p>第70条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> | -       |

|                    |   |  |  |
|--------------------|---|--|--|
| (参考)<br>解釈通知<br>の例 | <p>(19) 非常災害対策(基準第70条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。</li> <li>② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</li> <li>③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</li> <li>④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</li> </ul> |  |  |
|--------------------|---|--|--|

# 非常災害対策の基準省令における位置づけ

社保審一介護給付費分科会

第184回 (R2.9.4)

資料 3

| 該当サービス                | 施設サービス  | 通所系・居住系サービス<br>【主なサービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護】                                   | 小規模多機能型居宅介護<br>認知症対応型共同生活介護  | 訪問系サービス<br>居宅介護支援等 |
|-----------------------|---|---|--|--------------------|
| 義務                    | ○非常災害に関する具体的計画の策定<br>○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知<br>○定期的な避難等訓練  |   |  | —                  |
| 努力義務                  | —   | —   | ○訓練の実施に当たっての、地域住民との連携  | —                  |
| (参考)<br>基準省令の<br>規定の例 | 第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。   | 第103条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 | 第182条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。<br>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 | —                  |
| (参考)<br>解釈通知の例        | 24 非常災害対策<br>(1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。<br>(2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものである。<br>また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。 |   |  |                    |

(参考)

介護保険における検討状況

<第192回(R2.11.9)介護給付費分科会 資料1>

# 論点①感染症対策の徹底

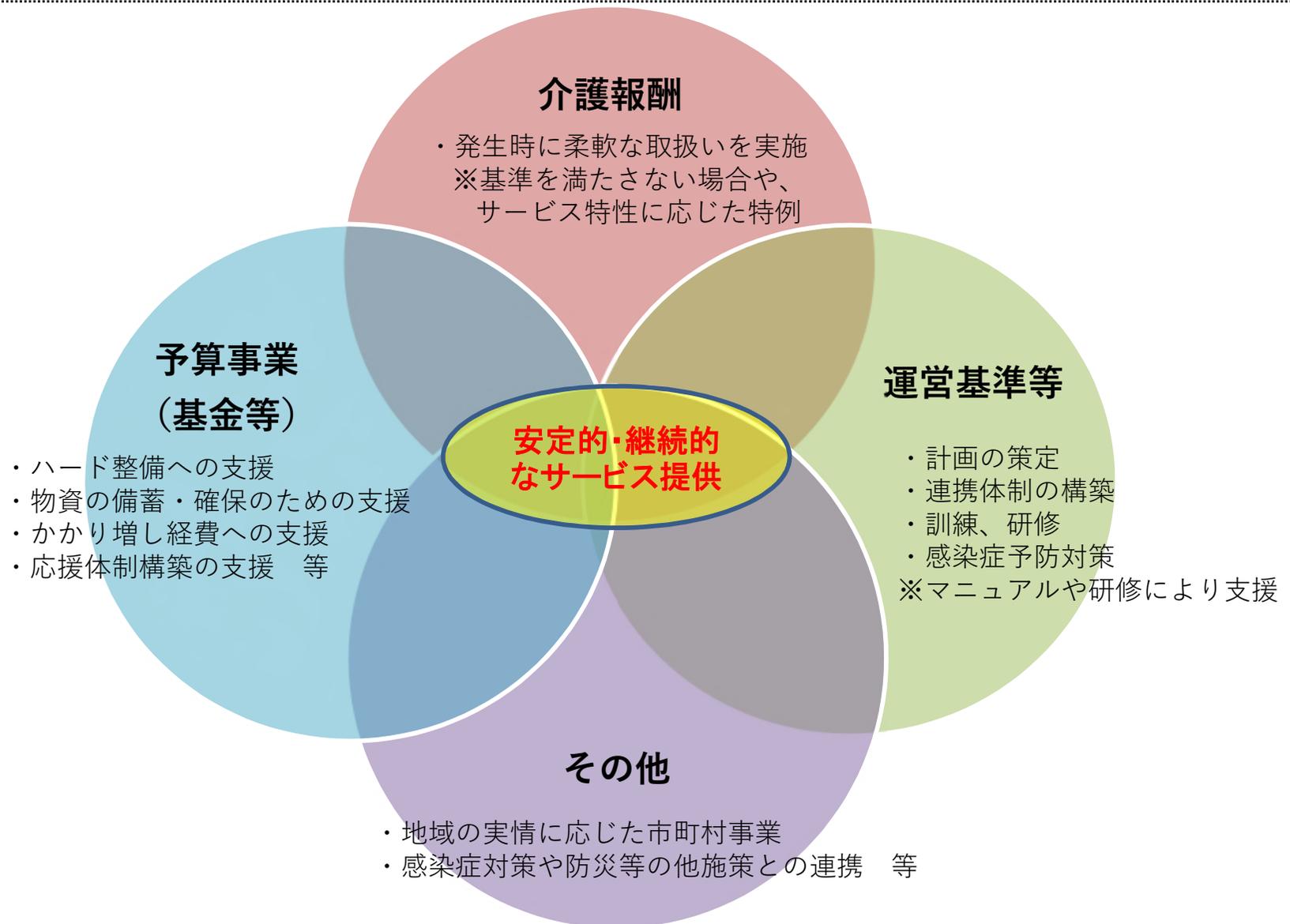
## 論点①

- 新型コロナウイルス感染症への対応により、感染症の発生やまん延防止に向けた日頃からの取組の重要性が再認識される中、各サービス事業者の感染防止の取組強化や、感染対策を図りながら継続的なサービス提供を求める観点から、どのような方策が考えられるか。

## 検討の方向（案）

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、各運営基準において、以下の取組を求めることを検討してはどうか。その際、一定の経過措置を設けることとしてはどうか。
  - ・ 施設サービス：委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
  - ・ 訪問系、通所系、居住系サービス等：委員会の開催や指針の整備、研修や訓練（シミュレーション）の実施
- 感染症が流行する中であっても安定的・継続的にサービスが提供できるよう、例えば通所介護等について、通常の報酬体系において、感染防止や3密回避などによる利用者の減少などの状況下においても、状況に即した安定的な運用を可能とするための対応を検討してはどうか。

- 介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 介護報酬や運営基準等による対応、予算事業による対応等を組み合わせ、総合的に取組を進めることが必要。



# 感染症対策等に係る基準における規定の例

| 該当サービス                |       | 施設サービス   | 通所系・居住系サービス<br>【主なサービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護 等】   | 訪問系サービス<br>【主なサービス：訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等】  |
|-----------------------|-------|--|---|---|
| ○義務<br>●努力義務          | 感染症対策 | ○感染症又は食中毒の発生、まん延の防止のための以下の措置の実施<br>①委員会の開催（概ね3月に1回）、その結果の周知<br>②指針の整備<br>③研修の定期的な実施<br>④「感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応  | ●感染症の発生又はまん延の防止   | —   |
|                       | 衛生管理  | ○設備等及び飲用水に衛生上必要な措置の実施<br>○医薬品及び医療機器の適正な管理  | ○設備等及び飲用水に衛生上必要な措置の実施   | ○従業者の清潔の保持、健康状態の必要な管理   |
|                       |       | ●設備等及び飲用水の衛生的な管理   |   | ●設備等の衛生的な管理   |
| (参考)<br>基準省令の<br>規定の例 |       | 第27条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。<br>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。<br>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。<br>二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。<br>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。<br>四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 | 第104条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。<br>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 | 第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。<br>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 |

※上記のほか、通所リハビリテーション、療養通所介護には、医薬品・医療機器の適正な管理の義務あり。

福祉用具貸与には、回収した福祉用具の適切な消毒及び保管の義務等あり。

※居宅介護支援・介護予防支援は、当該基準なし

# 介護現場における感染対策の手引き等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」等を作成。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから  
閲覧できます！

## 介護現場における感染対策の手引き【第1版】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

(第1版として令和2年10月1日時点の取りまとめ。感染症の流行や検査・治療等の変化に応じて見直し予定)

### ❖ ポイント

介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、

- ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、  
感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
- ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から  
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

### ❖ 主な内容

「第Ⅰ章総論」「第Ⅱ章新型コロナウイルス感染症」「第Ⅲ章感染症各論」「第Ⅳ章参考」の4部構成

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 各種感染症における対応 等



## 介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

### マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載  
(施設系・通所系・訪問系ごとに作成)

### リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載  
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能



# 新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 災害時の対応を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等にあたって、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、状況に鑑みてさらに柔軟な取扱いを可能としており、主な取扱いは以下のとおり。

## 1. 基本的な事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能
- 訪問介護の特定事業所加算等の算定要件等である定期的な会議の開催等について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応可

## 2. 訪問サービスに関する事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に訪問介護員の資格を有する者を確保できないと判断できる場合、訪問介護員の資格のない者であっても、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、サービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事可
- 訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定することが可

## 3. 通所サービスに関する事項

- 事業所が休業している場合に、居宅を訪問し、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定可
- 介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合には新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、令和2年6月1日付け事務連絡「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に記載のある算定方法により算定される回数について、提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の基本報酬を算定可（短期入所系は、3日に1回、緊急短期受入加算を算定可）

## 4. 居宅介護支援等に関する事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ケアプランで予定されていたサービス利用等がなくなった場合でも、必要なケアマネジメント業務を行い、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、居宅介護支援費の請求可
- 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由があり、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱い可

# 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 I

令和2年度一次補正予算  
既定経費対応

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助する。

## ■補助内容

### ① 都道府県の消毒液等購入費

- 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な一般用マスク、消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助

### ② 介護施設等の消毒・洗浄経費

- 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄に必要な費用について補助



### ③ 地方自治体の広報・啓発経費

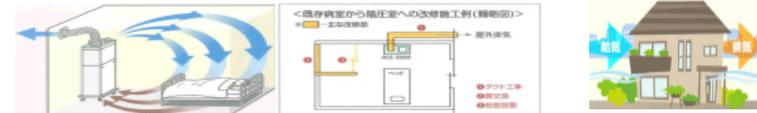
- 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、地方自治体の感染症予防の広報・啓発経費について補助

(例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ)



### ④ 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

- I 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助
- II 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるように、換気設備の設置に必要な費用について補助



■補助対象施設 ①～③は全ての介護施設等、④は入所系の介護施設等

■補助率 国 2 / 3、都道府県 1 / 3

■補助上限額 ①～③は設定なし（都道府県が認める額）  
④は 1 施設あたり、I : 432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限） II : 4,000円/m<sup>2</sup>

■補助実施主体 都道府県

■活用財源 地域医療介護総合確保基金

## ■補助の流れ



※ 機動的に支援できるように、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

# 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援II

令和2年度一次補正予算:42億円

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、**多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助**する。

## ■補助内容

### 介護施設等の多床室の個室化に要する改修費

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

## ■補助対象施設

### 入所系の介護施設・事業所

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

## ■補助率

定額補助

## ■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

## ■補助実施主体

地方自治体

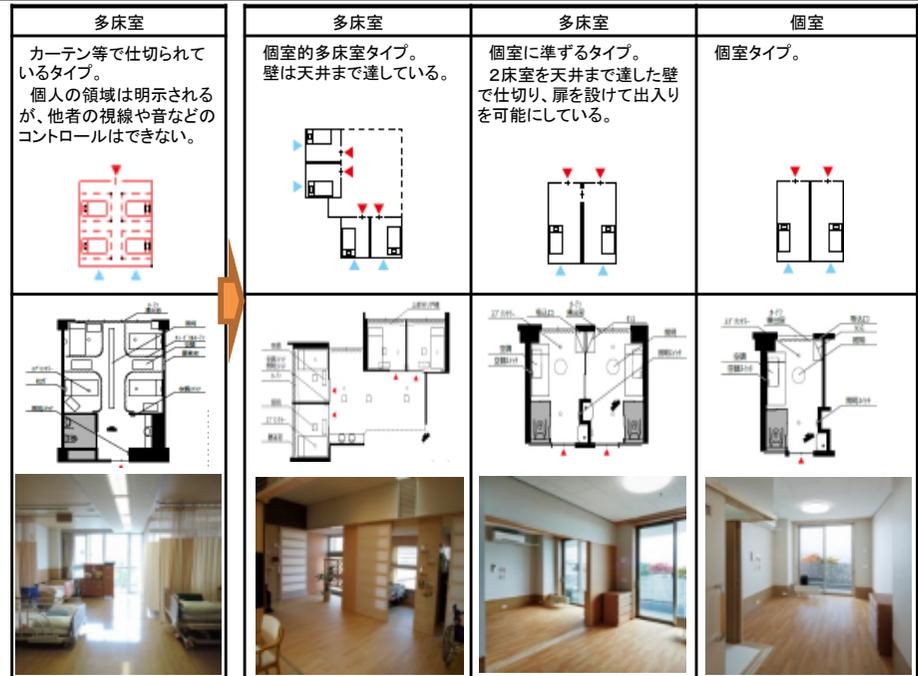
定員30人以上の広域型施設は都道府県（指定都市・中核市を含む）

定員29人以下の地域密着型・小規模型施設は市区町村（指定都市・中核市を含む）

## ■活用財源

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

※機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象



## ■補助の流れ



- 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
- そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

## 事業内容

### 1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】  
(感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要となる費用【都道府県支援】

### 2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(5万円)を支給

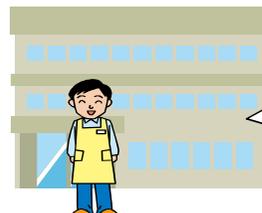
### 3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等) 等

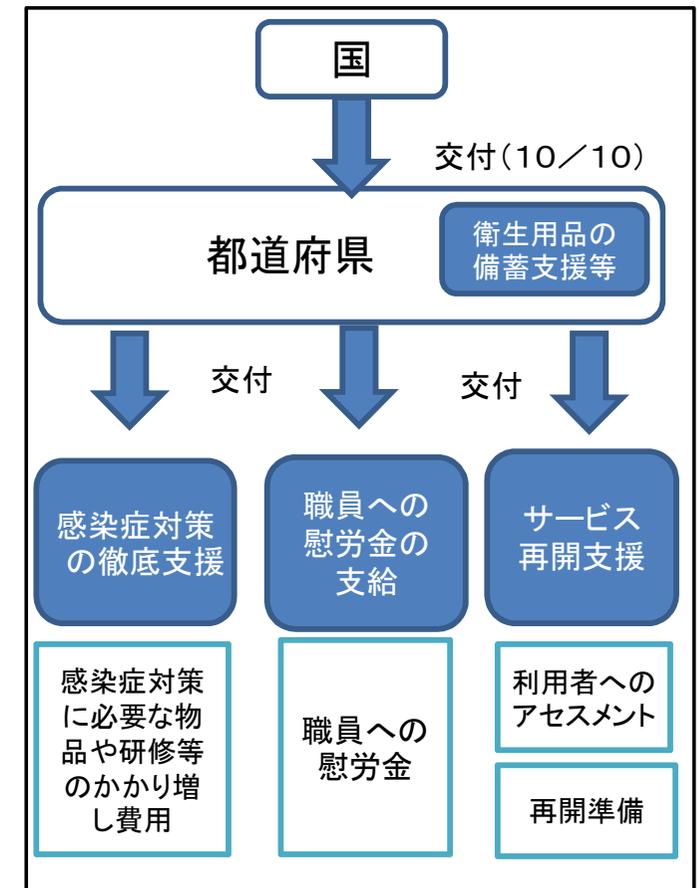
### 4. 都道府県の事務費

## 補助額等

実施主体: 都道府県  
補助率: 国 10/10



## 事業の流れ



## ① 目的

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。また特に介護職員は、基礎教育過程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護従事者への各種支援を行う。

## ② 事業内容

- (1) 介護事業所の感染防止対策のための相談・支援事業（民間事業者に対する補助金10/10）
- (2) 介護施設及び介護事業所における感染症対策力向上事業（民間事業者に対する委託費）
- (3) 介護サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業（民間事業者に対する委託費）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業（相談事業：民間事業者に対する補助金10/10、それ以外：民間事業者に対する委託費）

## ③ 事業イメージ

### (1) 現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置

【回答】

- 気軽に質問できる感染対策相談窓口の設置
  - ・事業所や職員からの質問に自動で回答する体制の整備
- 専門家による相談支援
  - ・事業所や職員、介護関係団体では解決できない内容について、感染対策の専門家による相談対応ができる体制を整備



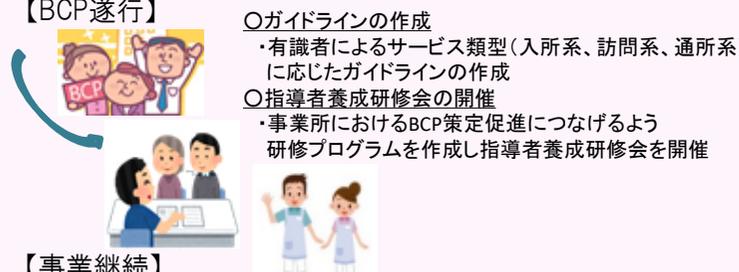
【質問】

### (3) 事業継続計画(BCP)の策定支援

【BCP遂行】

- ガイドラインの作成
  - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
  - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

【事業継続】



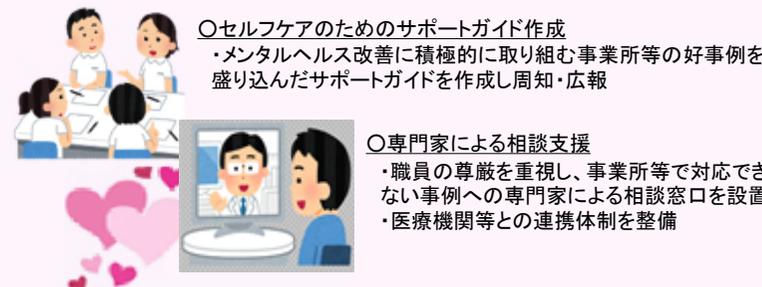
### (2) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による研修等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
  - ・学識者、介護現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修の実施
  - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
  - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での研修を実施



### (4) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
  - ・メンタルヘルス改善に積極的に取り組む事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
  - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
  - ・医療機関等との連携体制を整備



安全・安心  
介護

## (2)費用面への影響の把握

- 介護サービス事業所等から、決算関連情報の提供を受け、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う費用面への影響の把握  
 実施時期：令和2年7月～10月  
 調査内容：令和2年1～3月、4～6月の各四半期における決算（対前年同期比等）費目のうち、各介護サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症による影響があったと判断する費目について提供を受け、令和元年度及び2年度における費用の変化を推計  
 回答数：22法人・229事業所(新型コロナウイルス感染症が発生した事業所は含まれていない。)

### <推計の考え方>

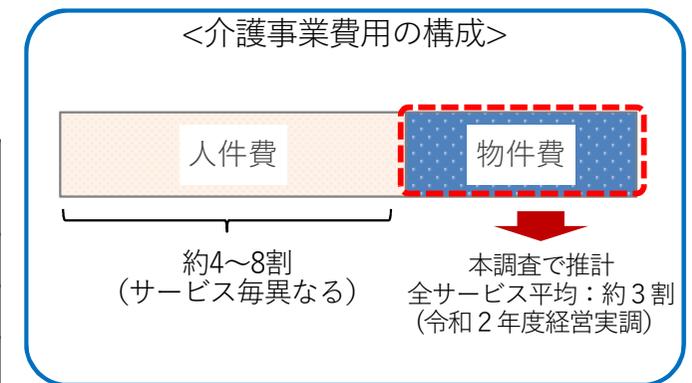
人件費は影響がなかったとした事業所が9割以上であったことから、費用のうち物件費を推計。

- ・ 回答事業所で新型コロナウイルス感染症の影響があったと判断した費目について、物件費全体に占める構成比を用いて推計。
- ・ 令和元年度決算への影響については、令和2年1～3月のみ影響があったとし、当該期間の実績に基づき推計  
 [ 回答事業所で、令和2年1～3月（第4四半期）に影響があったと判断した費目の対前年度同期比を当該費目の増加率とみなし、年間の増加率を算出。影響があったと判断された各費目の増加率を合計し、年間の物件費全体の増加率として算出。 ]
- ・ 令和2年度は、回答事業所における、4～6月は実績、7月以降は予測に基づき推計  
 [ 回答事業所で、令和2年4～6月（第1四半期）に影響があったと判断した費目の対前年度同期比を、第1四半期のその費目の増加率とみなすとともに、回答事業所が第2四半期以降も影響が継続すると判断した場合は、同水準で推移するものとみなし、当該費目の年間の増加率を算出。影響があったと判断された各費目の増加率を合計し、年間の物件費全体の増加率を算出。 ]

- 新型コロナウイルス感染症の影響がなかった場合の令和元年度の物件費を100とした場合、介護サービス事業所等における物件費は下のとおり推計され、全サービス平均では、  
 ・ 令和元年度決算 + 0.3ポイント  
 ・ 令和2年度決算 + 1.0ポイント の上昇が見込まれる。

(n= 22法人/ 229事業所)

| サービス類型 | 令和元年度決算 | 令和2年度決算 | サービス類型   | 令和元年度決算 | 令和2年度決算 |
|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 訪問サービス | 100.1   | 100.2   | 居住サービス   | 100.2   | 103.3   |
| 通所サービス | 100.1   | 100.6   | その他のサービス | 101.0   | 100.9   |
| 施設サービス | 100.1   | 100.8   | 全サービス平均  | 100.3   | 101.0   |



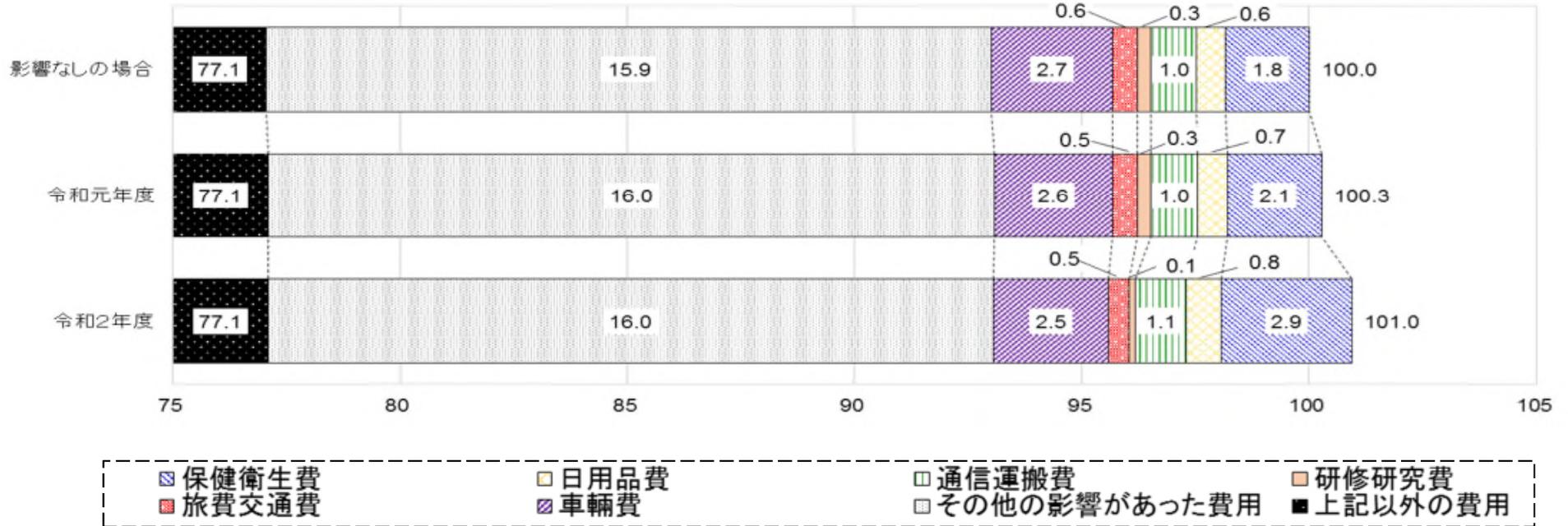
訪問サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設  
 その他のサービス：短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護

通所サービス：通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護  
 居住サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

- 主な物件費の内訳の変化について、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとした場合と比較した結果は以下のとおり。
- ・ 「保健衛生費」(マスク、手袋等の購入)は、影響がなかったとした場合、1.8ポイントであったが、令和元年度は2.1ポイント(+0.3)に、令和2年度は+2.9ポイント(+1.1)に増加
  - ・ 「日用品費」(アルコール消毒液、消毒用ペーパー等の購入)は、影響がなかったとした場合、0.6ポイントであったが、令和元年度は0.7ポイント(+0.1)に、令和2年度は0.8ポイント(+0.2)に増加
  - ・ 「研修研究費」(研修参加費)は、影響が無かったとした場合0.3ポイントであったが、令和元年度は0.3ポイント(±0)、令和2年度は0.1ポイント(△0.2)に減少

【全サービス平均】新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとした場合の令和元年度決算を100とした物件費の構成比

(n= 22法人/ 229事業所)



注1) 上記の物件費の増加率は、各サービスにおける物件費の増加率(本調査において定量的なデータを得られた施設・事業所における増加率の単純平均値)と介護サービスの総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比(厚生労働省 介護給付費等実態統計 令和元年度分から算出)に基づいて算出した加重平均値である。

注2) 本調査では、物件費のうち、回答事業所が新型コロナウイルス感染症による影響があったと判断した費目についてのみ、構成比や対前年度同期比のデータを収集している。

注3) グラフ中の「その他の影響があった費用」は、回答事業所が新型コロナウイルス感染症の影響があったと判断した費目のうち、保健衛生費、日用品費、車両費、研修研究費、旅費交通費、通信運搬費に区分されない費目をまとめたものであり、回答事業所ごとに異なっている。

# 【参考】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組に関する通所介護事業所への調査①

社保審一介護給付費分科会第190回  
(R2. 10. 30) 資料1より

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する通所介護事業所の取組については、今年度老健事業（通所介護における人材活用等の実態把握に関する調査研究事業）において、調査を実施したところ。
- 調査対象・主な調査事項・調査結果概要は以下のとおり。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の臨時的な取扱いについて
  - 実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（老人保健健康増進等事業）

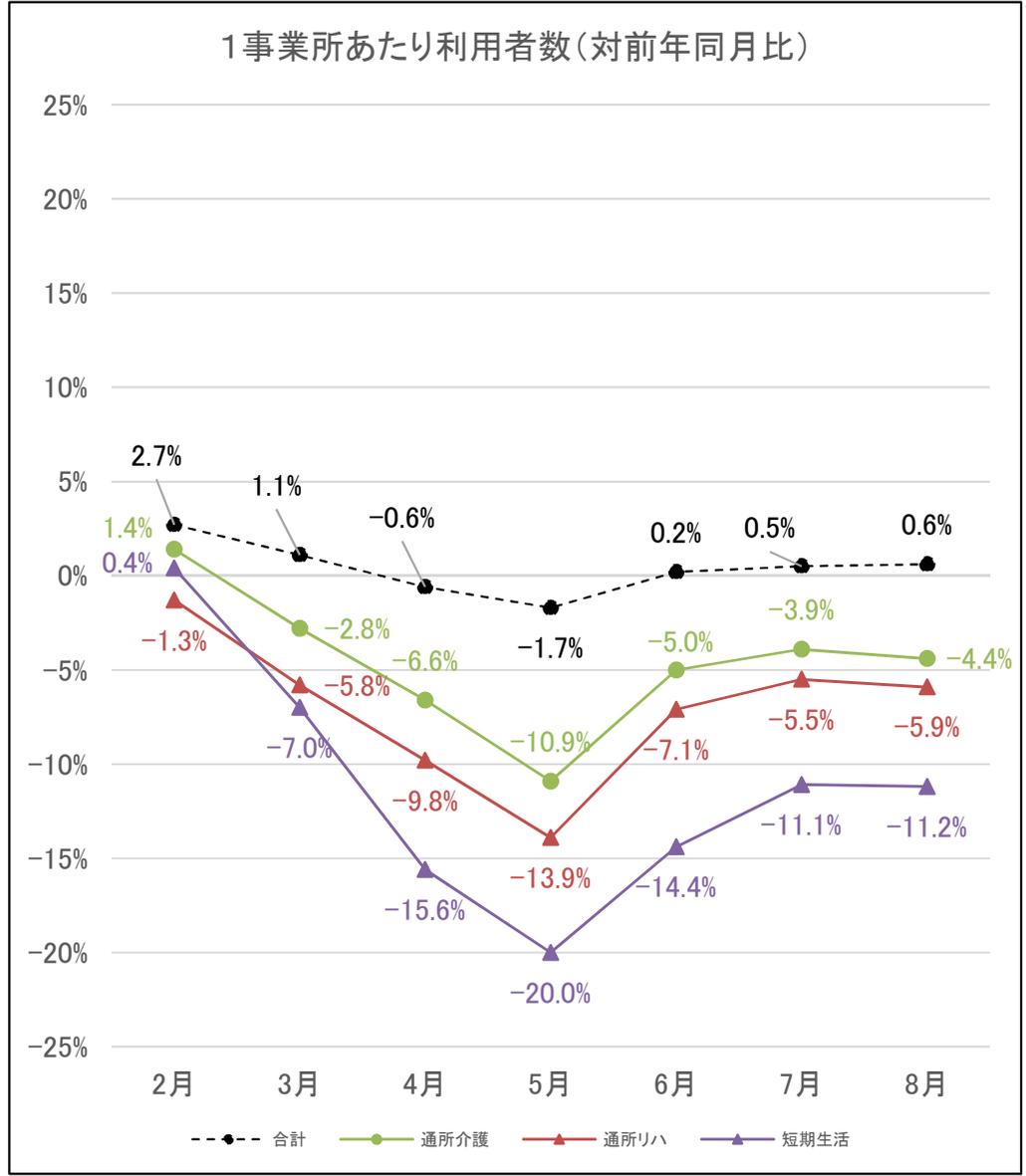
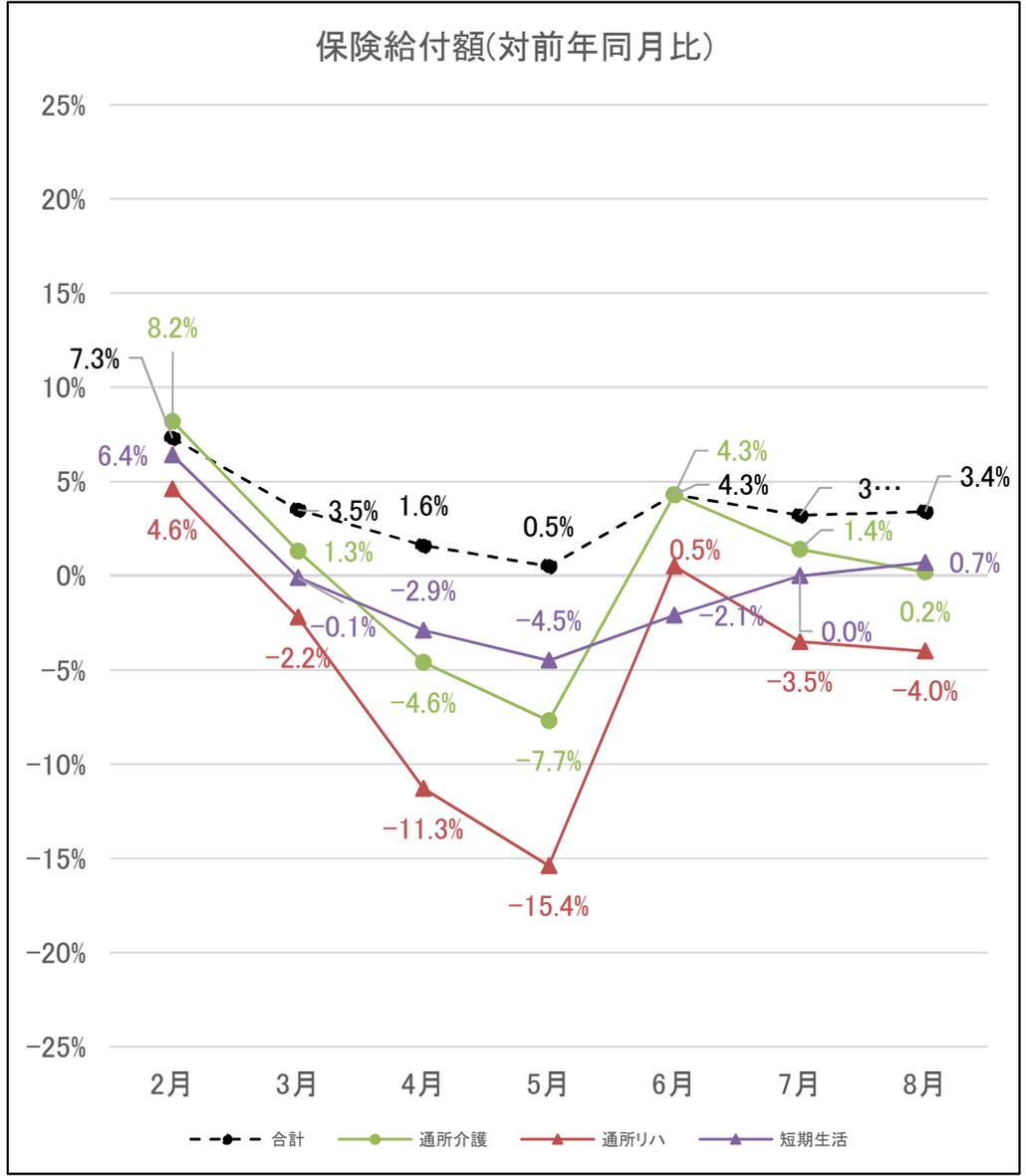
| 調査対象等 | 対象サービス | 通所介護、地域密着型通所介護   | 抽出方法  | 無作為抽出     |
|-------|--------|--|-------|-----------|
|       | 調査対象   | 【事業所】 8,000事業所（全事業所のうち約20%）<br>【利用者・家族】 対象事業所における利用者・家族<br>（特定営業日（1日）の全利用者等） | 調査時点  | 令和2年7月31日 |
|       |        |  | 有効回答数 | 1,788     |

| 主な調査事項                          | 調査結果概要   |
|---------------------------------|--|
| (1) 休業                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休業を行った事業所は、7.3%。</li> <li>○ 休業にあたってはほぼすべての事業所が、利用者本人・家族・担当ケアマネへの説明・連絡を行っていた。</li> </ul>                                 |
| (2) 利用制限                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1日にサービスを利用する人数を制限したのは、8.1%。</li> <li>○ 利用制限にあってもほぼすべての事業所が、利用者本人・家族・担当ケアマネへの説明・連絡を行っていた。</li> </ul>                     |
| (3) 利用控え                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主的に通所介護の利用を控えた利用者がいた事業所は、81.7%。</li> <li>○ 利用を控えた理由について、利用者・家族の事業所内での感染不安をあげた事業所が約7～8割であった。</li> </ul>                 |
| (4) 提供時間短縮                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提供時間の短縮を行った事業所は、7.4%。</li> <li>○ 平均短縮時間は2.41時間であり、約4割の事業所は利用者のニーズにあわせて時間短縮を行っていた。</li> </ul>                            |
| (5) 訪問によるサービス提供<br>(第2報 ※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問によるサービス提供を行った事業所は、8.4%。（このうち報酬請求を行ったのは、82.1%）</li> <li>○ 訪問時に提供したサービスは、機能訓練が約7割、健康状態の確認が約6割であった。</li> </ul>           |
| (6) 電話等による安否確認<br>(第6報 ※)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話等による安否確認を行った事業所は、37.2%。（このうち報酬請求を行ったのは、15.8%）</li> <li>○ 安否確認時に利用者と話したことは、健康状態の確認が約10割、直近の食事内容・時間が約5割であった。</li> </ul> |
| (7) 事業所以外の場所でのサービス提供<br>(第2報 ※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所以外の場所でのサービス提供を行った事業所は、1.2%。</li> <li>○ サービス提供を行った事業所以外の場所は、同一法人が運営する他の介護サービス事業所が5割であった。</li> </ul>                   |
| (8) 特例適用<br>(第12報 ※)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2区分上位特例を適用した事業所は50.6%。適用事業所利用登録者のうち特例適用者は平均79.3%。（適用事業所数・適用利用者数推計はそれぞれ、約22,000事業所、631,000人）</li> </ul>                  |
| (9) 感染拡大防止策                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚労省事務連絡等で案内していた感染拡大防止策は、概ね実施されていた。</li> <li>○ 実施が難しい防止策として、感染対策の知識を向上するための研修への参加を促すことが約2割であった。</li> </ul>               |

# 新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所等の収入への影響について②

社保審一介護給付費分科会  
第190回(R2. 10. 30) 資料1より  
(一部改編)

○ 特に影響の大きかったサービス種類別の保険給付の状況を見ると、本年3月以降、通所サービスや短期入所サービスにおいて保険給付額や利用者数の減少が見られ、6月以降はやや持ち直している。



出典:中央会統計表(確定給付全国統計)

# 論点②業務継続に向けた取組

## 論点②

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるようにするため、どのような対応が考えられるか。

## 検討の方向（案）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や、研修、訓練の実施等を求めることを検討してはどうか。
- また、求めるに当たっては、事業所に一定の準備が必要と考えられることから、一定の経過措置を設けることとしてはどうか。

# 介護報酬等の臨時的な取扱いを示した災害について(平成30年度以降)

○ 平成30年度以降、介護報酬等の臨時的な取扱いを示した災害は以下のとおり。

社保審—介護給付費分科会

第184回 (R2.9.4)

資料3

| 年度     | 時期  | 災害の内容              | 主な災害発生地域 |
|--------|-----|--------------------|----------|
| 平成30年度 | 6月  | 平成30年大阪府北部を震源とする地震 | 大阪府      |
|        | 7月  | 平成30年7月豪雨          | 西日本      |
|        | 9月  | 平成30年北海道胆振東部地震     | 北海道      |
| 令和元年度  | 9月  | 令和元年台風第15号に伴う災害    | 千葉県      |
|        | 10月 | 令和元年台風第19号に伴う災害    | 東日本      |
| 令和2年度  | 7月  | 令和2年7月3日からの大雨      | 九州       |

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）では、特定接種の登録事業者（※1）について、業務継続計画（BCP）の作成が求められており、対象となりうる事業者に対し、「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン（※2）」が示されている。
- また、社会福祉施設等は、災害等にあってもサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」の作成が推奨され（※3）、その作成に資するものとして「社会福祉施設等におけるBCP様式（※4）」が示されているところ。
- 令和2年度第二次補正予算においては、介護サービス事業所のBCPの策定支援のため、各サービス類型に応じたガイドラインの作成や、BCP作成の指導者養成研修のための予算を確保。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施される予防接種（特定接種）の対象となるため、厚生労働大臣の登録を受けている、国民生活の安定に寄与する業務（介護保険の入所・訪問サービスを含む）などを行う事業者

※2 厚生労働省 平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業 で作成

※3 「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

※4 厚生労働省 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業 で作成

《「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」》

《「社会福祉施設等におけるBCP様式」の内容》



## 総則

1. 基本方針
2. 推進体制
3. リスクの把握
4. 優先業務の選定
5. 現状の課題と対策
6. 訓練
7. 評価と改善

## I. 自施設での対応（自助）

1. 平常時の対応
2. 緊急時の対応

## II. 他施設との連携

1. 連携体制の構築
2. 連携対応

## III. 地域貢献

1. 被災時の職員の派遣
2. 福祉避難所の運営

# 新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和2年度一次補正予算  
68.3億円(総事業費103億円)

- 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

## 対象

### 1. 介護サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等
- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
  - ・事業所・施設等の消毒・清掃費用
  - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
  - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 等

※①～②の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合は、上記に加えて訪問サービスを実施する場合の費用(④と同じ)に対して追加の補助が可能

- ④ ①～②以外の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合
  - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当
  - ・訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金 等

### 2. 上記「1」の①、②及び自主的に休業した介護事業所等との連携(※)に係るかかり増し経費支援

- (※)利用者を受け入れた連携先事業所等
- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
  - ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用 等

### 3. 都道府県等の事務費

## 補助額等

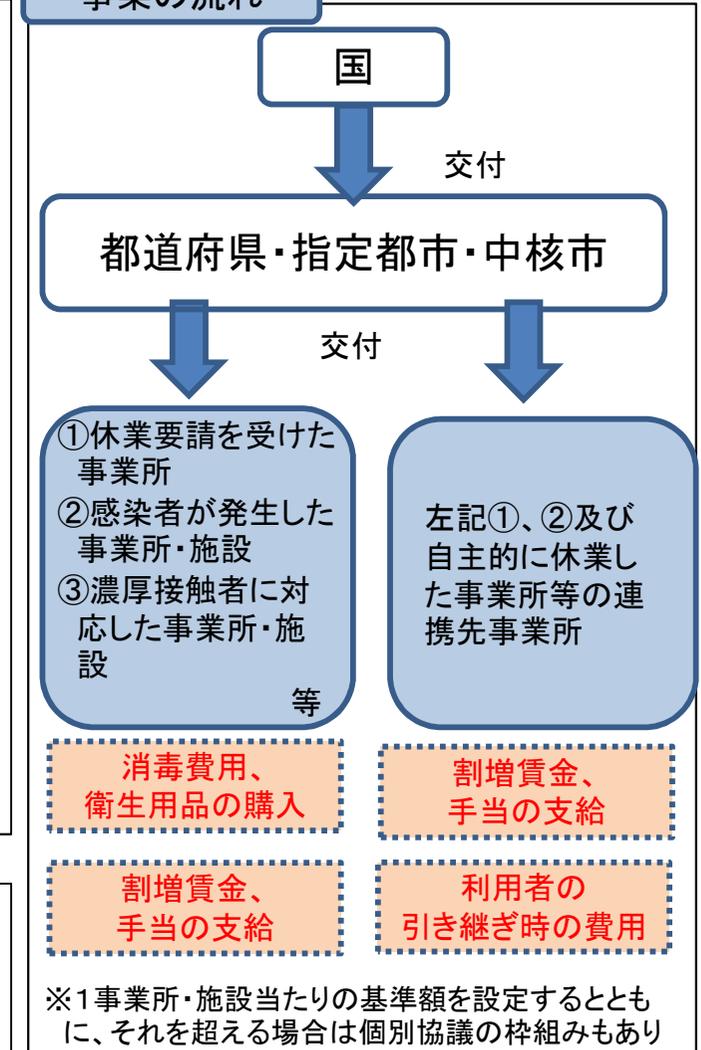
実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3

※地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象

総事業費：103億円(国68.3億円 都道府県・指定都市・中核市 34.2億円)

## 事業の流れ



# 介護分野における効果的な感染防止等の取組支援事業

令和2年度二次補正予算：約2.3億円

## ① 目的

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下であっても、適切な感染防止対策を行った上でサービス継続が求められる。また特に介護職員は、基礎教育過程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護従事者への各種支援を行う。

## ② 事業内容

- (1) 介護事業所の感染防止対策のための相談・支援事業（民間事業者に対する補助金10/10）
- (2) 介護施設及び介護事業所における感染症対策力向上事業（民間事業者に対する委託費）
- (3) 介護サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業（民間事業者に対する委託費）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業（相談事業：民間事業者に対する補助金10/10、それ以外：民間事業者に対する委託費）

## ③ 事業イメージ

### (1) 現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置

【回答】

- 気軽に質問できる感染対策相談窓口の設置  
・事業所や職員からの質問に自動で回答する体制の整備
- 専門家による相談支援  
・事業所や職員、介護関係団体では解決できない内容について、感染対策の専門家による相談対応ができる体制を整備

【質問】



### (2) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による研修等

- 感染対策に関するマニュアルの作成  
・学識者、介護現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修の実施  
・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施  
・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での研修を実施

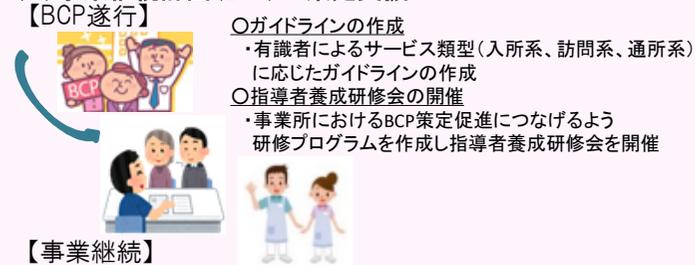


### (3) 事業継続計画(BCP)の策定支援

【BCP遂行】

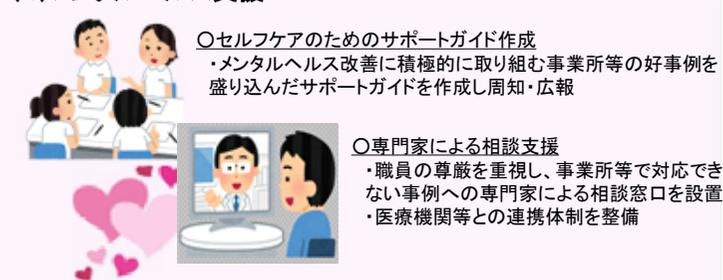
- ガイドラインの作成  
・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催  
・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

【事業継続】



### (4) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成  
・メンタルヘルス改善に積極的に取り組む事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援  
・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置  
・医療機関等との連携体制を整備



# 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について (令和2年6月30日付事務連絡)

## 1. 感染拡大防止に向けた取組

- 高齢者施設における感染拡大防止を図るため、4月7日付事務連絡等に基づく取組を引き続き進めること。
- 入所者に対しては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。

## 2. 感染者等が発生した場合に備えた人材確保

- 高齢者施設において感染者等が発生した場合、感染者である職員は入院若しくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となるが、これにより職員の不足が生じたケースがある。このような場合、勤務体制の変更、同一法人内での職員の確保、都道府県を通じた応援職員派遣、関係団体や近隣施設からの応援等により対応が行われた。
- 緊急時に備えて、平時より応援体制を構築しておくことが求められることから、都道府県においては、令和2年度第2次補正予算に計上した、緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用も活用し、平時より介護保険施設等の関係団体と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、感染者等が発生した場合の人材確保策を講じること。
- 高齢者施設においても、感染者等が発生した場合等に備え、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者等と相談しておくこと等が考えられること。

## 4. 高齢者施設における平時の対応等

- 高齢者施設の管理者等は、感染者や濃厚接触者が発生した場合等に備え、個室管理や生活空間等の区分けに係るシミュレーションや、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者との相談、物資の状況の把握を行うとともに、感染者等が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有をしておくこと等が考えられること。
- 特に介護老人保健施設等においては、生活空間等の区分けについては、5月4日付事務連絡2(2)⑤(i)、下記の動画等を参照しつつ、多機能型簡易居室の整備等も含め、各施設の構造・設備を踏まえ考える必要があること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#yobou](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou)

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzljvxMNIA>

- また、感染症対応に係る基本的な考え方、防護具の装着方法等については、上記や下記URLの動画等も参考に施設内や法人内で意識付けや研修(実地研修を含む)を行い、平時より施設の感染症対応力を向上させることが望ましいこと。

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)

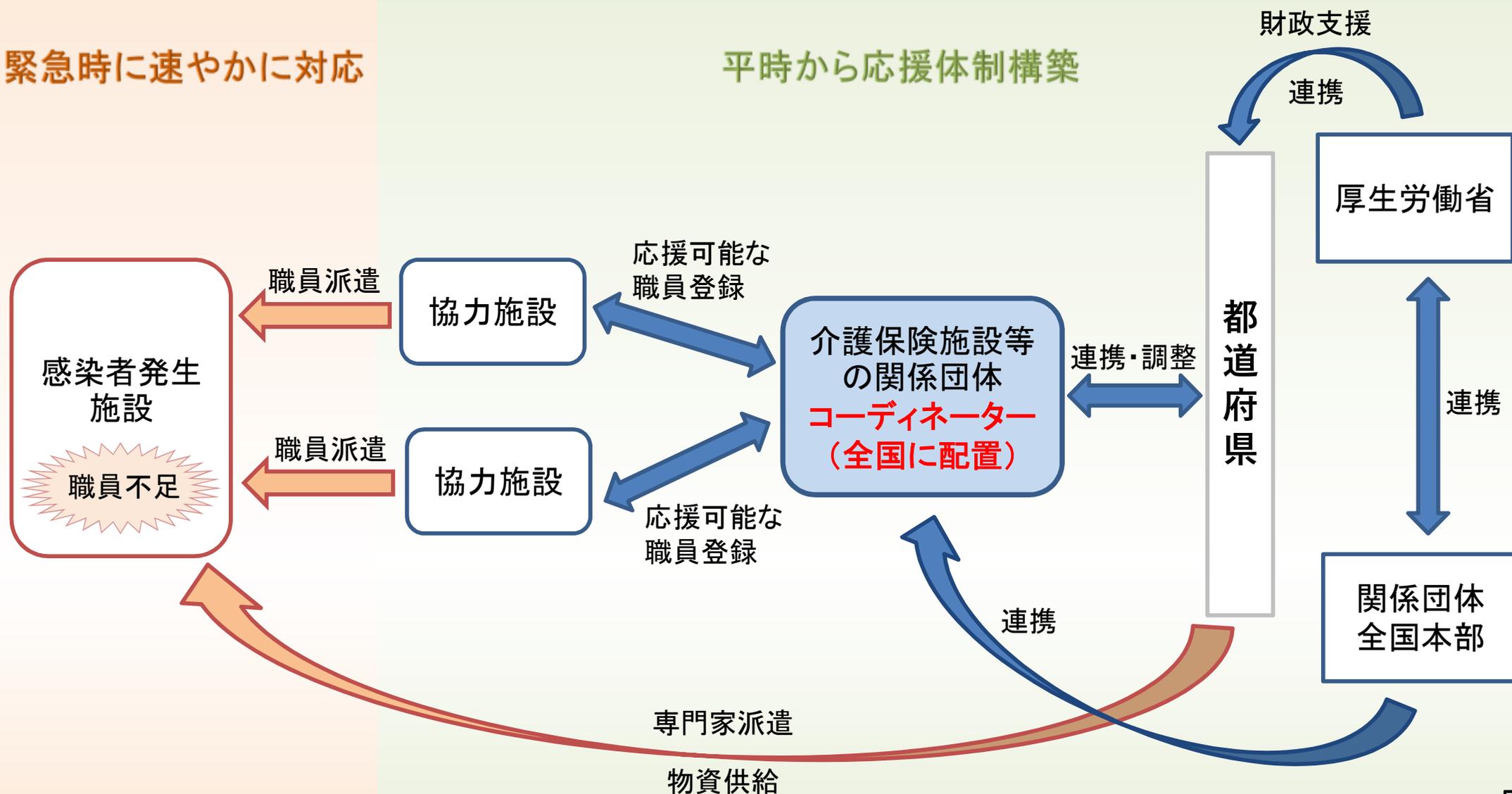
- マスク、消毒剤等の物資に関しては、平時より、在庫量と使用量・必要量を整理し、不足した場合には必要量を速やかに都道府県等に要望できるよう備えておくことが望ましいこと。

# 緊急時等に備えた平時からの応援体制の構築

- 全国の都道府県ごとに、介護保険施設等の関係団体にコーディネーターを配置。
- あらかじめ応援可能な職員登録を行う等、平時から、サービス提供者を確保・派遣するスキームを構築。
- 感染者等が発生した場合は、速やかに応援職員を派遣。
- 都道府県は、必要な物資の供給や専門家を派遣。

緊急時に速やかに対応

平時から応援体制構築



# 社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

令和2年度一次補正予算:4.1億円

## 事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続する。

## 実施主体

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

## 補助内容・補助率

「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業(社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業)」として以下を実施することとし、定額補助とする。

### ①介護職員等の応援派遣の調整

職員が不足する施設と応援派遣の協力が可能な施設間での派遣調整を行う。(派遣調整に係る事務費)

### ②介護職員等の応援派遣

社会福祉施設等のサービス提供を継続するため、介護職員等の応援職員を職員が不足している社会福祉施設等へ派遣する。(応援職員の旅費、宿泊費用など。人件費部分は介護報酬等で対応)

## < 事業スキーム >

厚生労働省

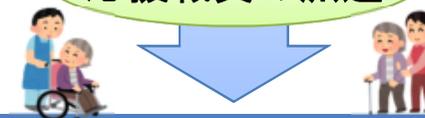
補助

都道府県  
又は  
都道府県が適当と認める団体

応援職員の派遣調整

応援職員の派遣

職員が不足している社会福祉施設等



# 論点③地域と連携した災害への対応

## 論点③

- 昨今大規模な災害の発生がみられる中、施設等において、発生時において適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを提供していくためには、地域と連携しながら対応していくことが重要となる。
- 地域と連携した災害対策を進める観点から、どのような方策が考えられるか。

## 検討の方向（案）

- 非常災害対策が求められる施設系、通所系、居住系サービス事業者について、運営基準において、災害訓練の実施等に当たって、地域住民との連携に努めることを求めることとしてはどうか。

# 非常災害対策の基準省令における位置づけ

社保審一介護給付費分科会

第184回 (R2.9.4)

資料 3

| 該当サービス                | 施設サービス   | 通所系・居住系サービス<br>【主なサービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護】                                   | 小規模多機能型居宅介護<br>認知症対応型共同生活介護  | 訪問系サービス<br>居宅介護支援等 |
|-----------------------|--|---|--|--------------------|
| 義務                    | ○非常災害に関する具体的計画の策定<br>○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知<br>○定期的な避難等訓練   |   |  | —                  |
| 努力義務                  | —  | —   | ○訓練の実施に当たっての、地域住民との連携  | —                  |
| (参考)<br>基準省令の<br>規定の例 | 第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  | 第103条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 | 第182条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。<br>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 | —                  |
| (参考)<br>解釈通知の例        | 24 非常災害対策<br>(1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。<br>(2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。<br>また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。 |   |  |                    |

(参考)

第一次補正予算における  
新型コロナウイルス感染症対応

# 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

令和2年度補正予算：69億円

## 事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発に必要な費用を補助する。

## 事業内容

### (1) 衛生用品等の緊急調達

障害福祉サービス事業所等における感染予防に必要な障害児のための小型マスクや消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、障害福祉サービス事業所等へ配布するマスクを卸・販社から一括購入するなど、衛生用品を確保することや居室に簡易陰圧装置及び換気設備を設置する際に必要な費用について補助する。

### (2) 衛生環境改善事業

障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助する。

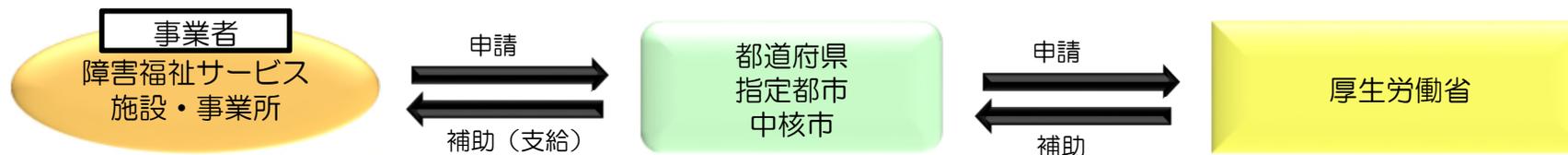
### (3) 感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が障害者に行き渡るよう、広報・啓発資材の作成に必要な費用について補助する。

## 事業スキーム等

○実施主体：都道府県・指定都市・中核市

○補助率：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3



# 障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修 (社会福祉施設等施設整備費補助金)

令和2年度補正予算:10億円

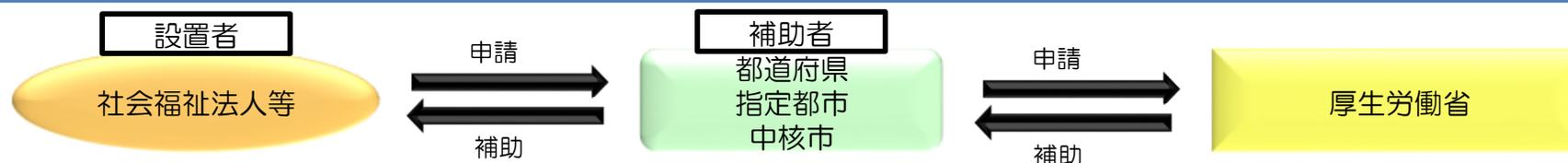
## 事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費について補助する。

## 事業内容

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。

## 事業スキーム等



### <実施主体、負担割合>

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、設置者:1/4

# 社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

令和2年度 補正予算:4.1億円

## 事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続する。

## 実施主体

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

## 補助内容・補助率

「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業(社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業)」として以下を実施することとし、定額補助とする。

### ①介護職員等の応援派遣の調整

職員が不足する施設と応援派遣の協力が可能な施設間での派遣調整を行う。(派遣調整に係る事務費)

### ②介護職員等の応援派遣

社会福祉施設等のサービス提供を継続するため、介護職員等の応援職員を職員が不足している社会福祉施設等へ派遣する。(応援職員の旅費、宿泊費用など。人件費部分は介護報酬等で対応)

## <事業スキーム>

厚生労働省

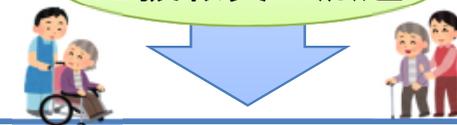
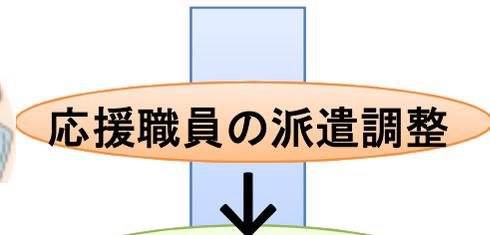
補助

都道府県  
又は  
都道府県が適当と認める団体

応援職員の派遣調整

応援職員の派遣

職員が不足している社会福祉施設等



# 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

令和2年度補正予算:42億円

- 障害福祉サービスは、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症によるサービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、障害福祉サービス施設・事業所が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

## 事業内容

### 1 障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等
  - ・事業所、施設等の消毒・清掃費用
  - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
  - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

※①から③に該当する通所系サービス事業所、短期入所事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合は、これらに加えて訪問サービスを実施する場合の費用（④と同じ）に対して追加の助成が可能

- ④ ①から③以外の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等が訪問サービスを実施する場合
  - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
  - ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等

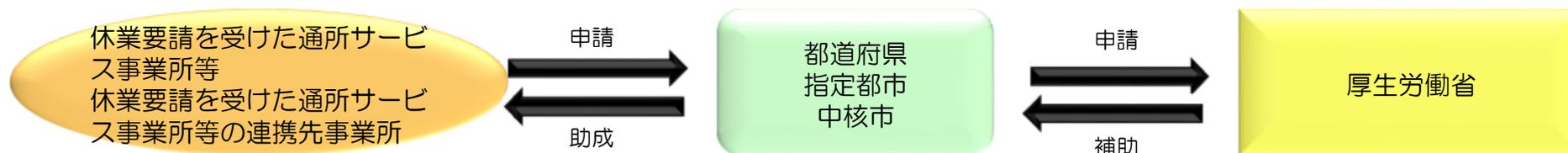
### 2 上記「1」の①、②及び自主的に休業した障害福祉サービス事業所等との連携（※）に係るかかり増し経費支援

（※）利用者を受け入れた連携先事業所等

- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用等

### 3 都道府県等の事務費

## 事業スキーム等



※補助率：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

# 医療・福祉事業に対する無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

令和2年度 補正予算: 1,250億円(財政融資資金)

41億円(政府出資金)

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りについて、(独)福祉医療機構による無利子・無担保等の優遇融資を実施する。

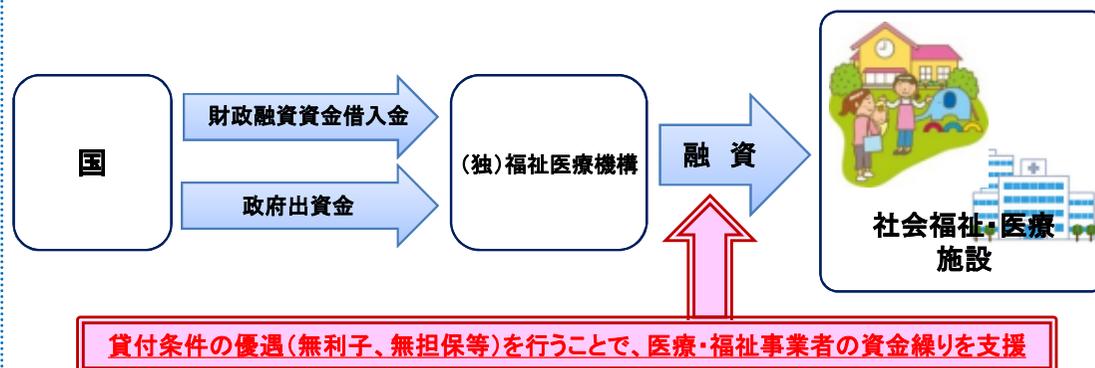
## 実施主体

独立行政法人 福祉医療機構

## 拡充内容

- 無利子・無担保等の優遇融資を実施するため、貸付原資を1,250億円積み増す(2,594億円⇒3,844億円)とともに、(独)福祉医療機構に対して41億円の政府出資を行い、財政基盤を強化する。
- 既往の貸付金に係る返済猶予期間について、最長3年6か月を限度として延長を行う。
- 繰上償還に伴う弁済補償金を免除することにより、事業者の将来負担の軽減を図る。

## 施策のスキーム



## 優遇融資

| 福祉貸付 |  |          |
|------|--|----------|
|      | 優遇融資   | (参考)通常融資 |
| 融資率  | 100%   | 70~80%   |
| 限度額  | なし(無担保6,000万円)   | なし       |
| 貸付利率 | 当初5年間 3,000万円まで:無利子<br>3,000万円超の部分は0.200%<br>≪6年目以降≫0.200% | 0.801%   |
| 償還期間 | 15年以内  | 1年以上3年以内 |
| 据置期間 | 5年以内   | 6ヶ月以内    |

| 医療貸付 |  |                     |
|------|--|---------------------|
|      | 優遇融資   | (参考)通常融資            |
| 融資率  | 100%   | 70~80%              |
| 限度額  | 病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、<br>それ以外の施設4千万円(無担保3億円)        | 老健1千万円、<br>診療所300万円 |
| 貸付利率 | 当初5年間 1億円まで:無利子<br>1億円超の部分は0.200%<br>≪6年目以降≫0.200% | 0.801%              |
| 償還期間 | 15年以内  | 1年以上3年以内            |
| 据置期間 | 5年以内   | 6ヶ月以内               |

# 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業

令和2年度補正予算：123億円

## 概要

### (1) 学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、**追加的に生じた以下の①～④のサービス提供に係る利用者負担を免除**するため、1/2を国庫より補助する。

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬に係る利用者負担
- ② 学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ増加した報酬に係る利用者負担
- ③ 学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬に係る利用者負担
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬に係る利用者負担

### (2) 代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合に、放課後等デイサービス事業所が**電話等の方法により児童の健康管理等を行った場合に算定される報酬に係る利用者負担を免除**するため、1/2を国庫より補助する。

### (3) 居宅レスパイトの提供に係る経費

都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施した場合であって、放課後等デイサービス事業所の休業等により保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、**休業中の放課後等デイサービス職員等が居宅を訪問して保護者のレスパイトを行う事業**に対して、1/2を国庫より補助する。

### (4) 感染防止のための福祉タクシー券配布に係る経費

医療的ケア児等の特に感染症に罹患するおそれが強い児童の送迎のため、**放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所が福祉タクシーを利用する場合に、タクシー券を配布する事業**に対して、1/2を国庫より補助する。

### (5) 学校の臨時休業に伴う給付費の増に係る障害児入所給付費等国庫負担金

公費負担の増のために追加的に必要となる障害児入所給付費等国庫負担金について計上。

## 実施主体・補助率

実施主体：都道府県（指定都市・中核市を含む市町村は間接補助）

補助率： (1)(2) 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
(3)(4) 国1/2、都道府県1/2 国1/2、市町村1/2  
(5) 国負担分のみ

# 在宅障害者等に対する安否確認等支援事業

令和2年度補正予算：20億円

## 事業概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅生活を強いられている障害者等について、相談支援専門員等の専門職による安否確認等を行うことが求められる。また、都道府県等が実施する相談支援事業者等の研修を中止・延期した場合の代替措置等を講じる必要がある。
- このため、当事業において、
  1. 在宅障害者等の自宅訪問等による安否確認、緊急的な相談受付及び情報提供等
  2. 小規模での研修の開催等を行うために追加的に必要となる経費、研修内容の映像化に係る費用について財政支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び在宅障害者等の安心の確保を図る。

## 事業内容等

### 1. 在宅障害者等に対する安否確認等支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅生活を強いられている障害者等について、相談支援専門員等の専門職による個別訪問等により現状把握を実施し、緊急的な相談の受け付け及び情報提供等を行う。

- 実施主体：  
(直接補助) 都道府県、指定都市及び中核市  
※ 都道府県相談支援専門員協会等への委託可  
(間接補助) 市区町村  
※ 基幹相談支援センター、相談支援事業所等への委託可
- 対象経費の例：  
障害児者の自宅訪問のための賃金等、レンタカー、ガソリン、損害賠償責任保険  
感染防止の物品 等
- 補助率： 1 / 2

### 2. 障害児者養成研修等の受講機会拡充への支援

都道府県等が実施する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催規模を小規模化した上で市町村や障害保健福祉圏域等を単位として分散開催する場合の経費等について補助する。

また、講義（演習と併せて行われる講義を除く。）を映像化し、配布等する経費について補助する。

- 実施主体：  
(直接補助) 都道府県、指定都市及び中核市  
(間接補助) 市区町村、指定を受けた研修実施事業者
- 対象経費の例：  
研修の分割開催に伴い通常要する額を超えて要する経費  
研修内容の映像化に係る経費 等
- 対象となる研修事業  
相談支援従事者等研修事業、サービス管理責任者研修事業、障害者虐待対策支援事業、障害支援区分認定調査員等研修事業、居宅介護従事者等養成研修事業、強度行動障害支援者養成研修事業、医療的ケア児等総合支援事業
- 補助率： 1 / 2

# 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

令和2年度補正予算:9億円

(事業内容)

○ 障害者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

## ①共同受注窓口の活性化

⇒ 共同受注窓口の活性化の補助事業を実施する（「受注拡大に向けた営業活動」の実施に係る経費への助成も可能にする）。

## ②生産活動の拡大等の支援強化

⇒ 生産活動が著しく滞っている事業所に対し、他の生産活動への新規参入や転換などをきめ細やかに支援するため、就労継続支援事業所に対する経営力育成支援、品質向上支援、事業所職員の人材育成支援、販路開拓支援を実施する。

## ③就労支援等障害福祉人材マッチング支援事業の実施

⇒ 就労系障害福祉サービスをはじめとする障害福祉サービス事業所の人材確保対策として、一般企業を退職した者や新たに職を探す必要が出てきた者などを念頭に、生産活動や就労支援等の現場で活躍できる能力・意欲を持つ者と就労系障害福祉サービス事業所等とを繋げる取組を実施する。

## ④障害者就業・生活支援センター（生活支援）の強化

⇒ 活動自粛や休業等の影響により、職業生活のリズムが崩れる恐れのある障害者（新規学卒含む）に対する生活支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図る。

◎就労継続支援事業所における生産活動を強力に後押し

◎就労支援人材の確保

◎生活支援を通じた障害者雇用の維持

<実施主体、補助率>実施主体：都道府県、補助率：1／2

# 障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業

令和2年度補正予算:5億円

## (事業内容)

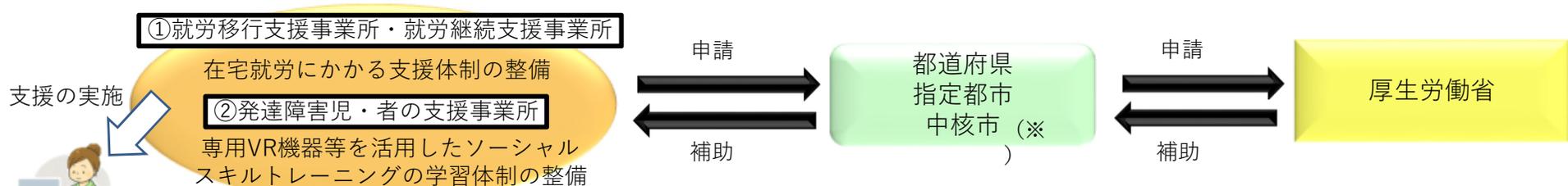
- 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク支援については、感染症拡大防止の観点から、在宅就労を推進するために、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を補助することに加え、「導入に向けた個別コンサルティング」や「在宅での作業受注に係る営業活動」に係る経費への補助なども追加するとともに、発達障害児・者の支援としても、専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習を推進するなど、多様な支援が可能となるようなパッケージ支援として実施する。

| 対象事業所 | ①就労移行支援事業所、就労継続支援事業所  | ②発達障害児・者の支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、就労移行支援、就労継続支援事業所）   |
|-------|---|--|
| 対象経費  | 以下の在宅就労の実施に必要なものに限る。<br>◎タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア<br>◎ソフトウェア<br>◎クラウドサービス<br>◎保守・サポート費<br>◎導入設定、導入研修<br>◎セキュリティー対策<br>◎導入に向けた個別コンサルティング<br>◎在宅での作業受注に係る営業活動費 など | 以下の専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習の実施に必要なものに限る。<br>◎ソーシャルスキルトレーニングの学習用のVR機器<br>◎ソフトウェア<br>◎保守・サポート費 など |

## <実施主体、補助率>

実施主体：都道府県・指定都市・中核市（※）

補助率：1／2



※対象事業所が②の場合は実施主体に指定都市・中核市以外の市区町村も含む。

# 障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和2年度補正予算:4億円

## 1. 事業目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

## 2. 事業内容

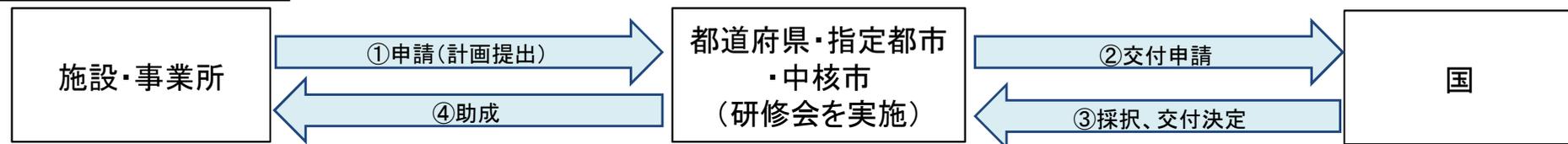
- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助率】 国2/3 都道府県・市1/3

## 3. 事業スキーム



# 障害福祉分野におけるロボット等導入支援

令和2年度補正予算:1億円

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、感染症の感染拡大防止や介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

## 事業内容

- 障害者支援施設等が感染症拡大の防止、介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るためにロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。  
(補助の上限は1機器当たり30万円、補助率10/10)

## 事業要件

### 【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

### 【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

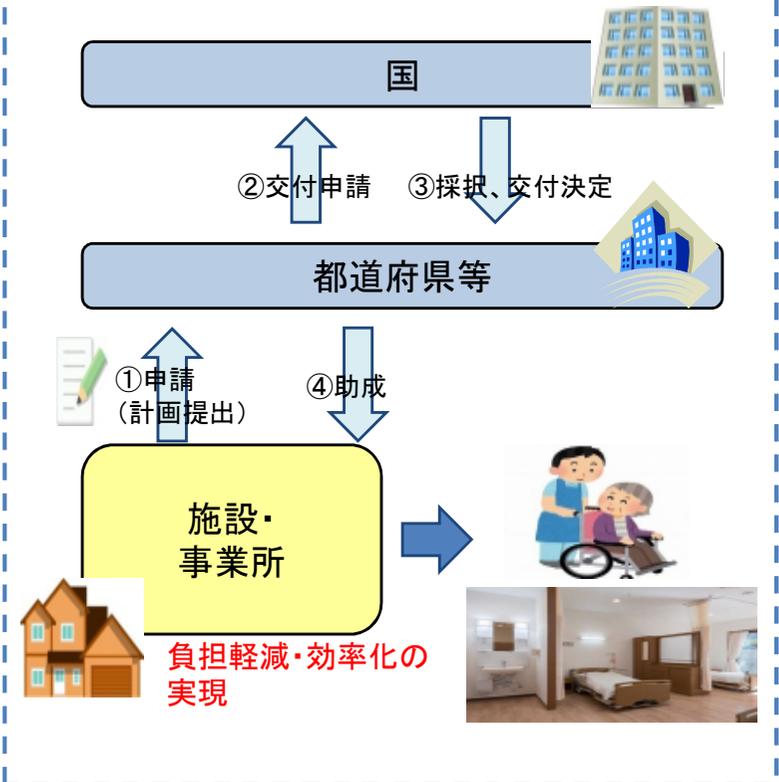
### 【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成  
(計画の記載内容)  
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

### 【補助対象】

- 日常生活支援における見守りで利用するロボット等が対象。  
※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

## 事業スキーム



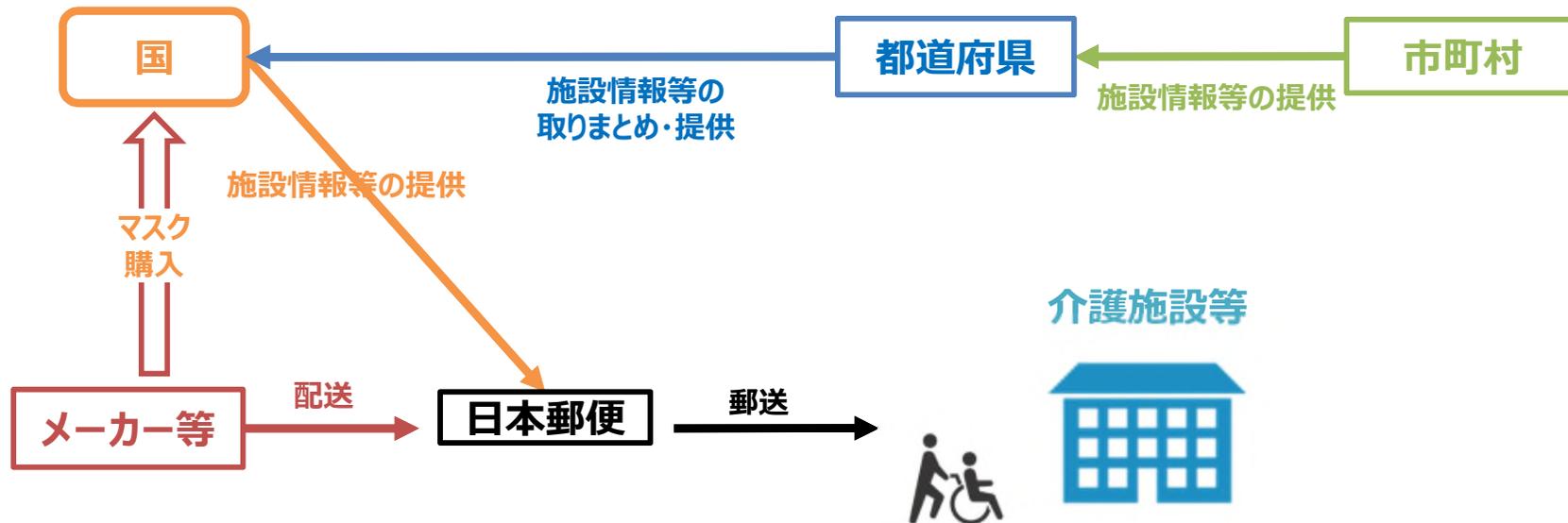
① 施策の目的

国において布製マスクを購入し、介護施設等に配布することで、介護施設等での感染拡大防止を図る。

② 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国がマスクを購入するとともに、介護施設等（介護施設、障害者施設、保育所、放課後児童クラブ、妊婦等）に対してマスクを配布。

③ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



(参考)

第二次補正予算における  
新型コロナウイルス感染症対応

# 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）

令和2年度第二次補正予算：1,508億円

- 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等を支える上で必要不可欠であることから、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供する体制を構築するための支援を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所においてサービス継続のために業務に従事した職員等に対して慰労金を支給する。

## 障害福祉サービス施設・事業所等

### サービス再開支援

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等が、サービスの利用を控えている方への利用再開支援のため、アセスメントやニーズ調査・調整を実施。

### 感染症対策の徹底支援

- 障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策の徹底のため、
  - ・感染症対策のための各種物品の購入
  - ・外部専門家等による研修の実施
  - ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に活用可能な多機能型簡易居室の設置等、必要となるかかり増し費用を助成。

### 職員への慰労金支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（20万円）を支給。
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対し慰労金（5万円）を支給。

交付

都道府県

- 都道府県における、今後に備えた消毒液・マスク等、必要な物資の備蓄を支援。
- 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保
- 感染対策相談窓口の設置

交付(10/10)

国

## 概要

- 人工呼吸器を利用する上で必要なアルコール綿等の衛生用品等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから、需給が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者（以下「医療的ケア児者」という。）が入手しづらくなっている。
- そこで、国においてアルコール綿等を一括して買い上げ、医療的ケア児者が優先的に確保できるようなスキームを構築し、必要な衛生用品等を配送する。
- 実施主体：国

## 事業スキーム（イメージ）

- ① 医療的ケア児者からアルコール綿等の必要数を把握する。
- ② 厚生労働省において必要数を集計し、メーカーから一括で購入する。
- ③ 購入したアルコール綿等を医療的ケア児者に配送する。

## ① 目的

障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、障害福祉サービスの現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や障害福祉サービス従事者への各種支援を行う。

## ② 事業内容

- (1) 障害福祉施設及び事業所における感染症対策力向上事業
- (2) 障害福祉サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対応する障害福祉施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業

## ③ 事業イメージ

### (1) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による実地指導等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
  - ・学識者、現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修、実地指導の実施
  - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
  - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

### (2) 事業継続計画(BCP)の策定支援

- ガイドラインの作成
  - ・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系、障害児)に応じたガイドラインの作成
- 指導者養成研修会の開催
  - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

### (3) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
  - ・メンタルヘルス改善に積極的に取組事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
  - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
  - ・医療機関等との連携体制を整備

# 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの代替的支援事業

令和2年度第2次補正予算:11億円

## 概要

- 放課後等デイサービス事業所が電話や訪問等により児童の健康管理や相談支援等（以下「代替的支援」という。）を行うことは、家庭の孤立化防止や支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとして重要である。
- そのため、都道府県等の判断により特別支援学校等が臨時休業を実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が放課後等デイサービスに通所できない場合に、放課後等デイサービス事業所が行う代替的支援に係る利用者負担を免除し、支援の継続を図る。

## 実施主体・補助率

実施主体：都道府県（指定都市・中核市を含む市町村は間接補助）

補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

# 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

令和2年度2次補正予算:20億円

(事業内容)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている障害者の就労を維持・確保するため、以下の事業を実施し、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図る。

## ①生産活動活性化支援事業（仮称）

就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用について支援し、生産活動の存続を下支えすることにより、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃を確保。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県、政令市、中核市  
補助率：10/10

## ②障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業（生活支援部分）

活動自粛や休業等の影響により在宅生活が長くなった障害者に対する在宅生活から職場復帰に向けた橋渡し支援と、離職した障害者等の再就職に向けた生活支援をきめ細かに実施するため、障害者就業・生活支援センターの支援体制等を強化。

<実施主体、補助率>

実施主体：都道府県 補助率：1/2

※ 上記のほか、令和2年度当初予算(既定経費)を活用し、受注が減っている就労継続支援事業所への受注量の確保に向け、都道府県域を越えた広範な地域から作業等の確保を支援する「③共同受注窓口を通じた全国的受発注支援体制構築事業」を実施

- ◎ 生産活動の再起に向けて必要となる費用などを支援するとともに、全国からの受発注を確保・支援することを通じ、就労継続支援事業所における生産活動の活性化を強力に後押し
- ◎ 障害者就業・生活支援センターの生活支援を通じた障害者雇用の維持・促進

# 医療・福祉事業に対する無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

令和2年度 第二次補正予算:1兆3,200億円(財政融資資金)/328億円(政府出資金)/2.2億円(運営費交付金)

## 実施主体

独立行政法人 福祉医療機構

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、(独)福祉医療機構による無利子・無担保等の優遇融資を行うために必要な財政融資資金を積み増すとともに、無利子・無担保枠の拡充などの支援策を強化する。

## 拡充内容

- 医療機関等における融資の利用が進んでいるため、**貸付原資を1兆3,200億円積み増す(3,844億円⇒1兆7,044億円)**とともに、(独)福祉医療機構に対して**328億円の政府出資(41億円⇒369億円)**を行い、財政基盤を強化する。あわせて、審査体制の拡充を行う。
- 無利子・無担保での融資枠を拡大するとともに、医療貸付における貸付限度額の引き上げを行う。

## 優遇融資

### 赤字部分について拡充

| 福祉貸付 | 優遇融資  | (参考)通常融資 | 医療貸付 | 優遇融資  | (参考)通常融資        |
|------|---|----------|------|---|-----------------|
| 融資率  | 100%  | 70~80%   | 融資率  | 100%  | 70~80%          |
| 限度額  | なし  | なし       | 限度額  | 病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4千万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方  | 老健1千万円、診療所300万円 |
| 無担保  | 6,000万円<br><b>新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 1億円</b>  | —        | 無担保  | ①コロナ対応を行う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方<br>②政策医療を担う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方<br>③ ①・②以外の施設:病院3億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円  | —               |
| 貸付利率 | 当初5年間 <b>6,000万円まで:無利子</b><br><b>6,000万円超の部分は0.200%</b><br>≪6年目以降≫0.200%<br><b>新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く)</b><br>当初5年間 <b>1億円まで:無利子</b><br><b>1億円超の部分は0.200%</b><br>≪6年目以降≫0.200% | 0.801%   | 貸付利率 | 当初5年間 ①~③まで:無利子/①~③超の部分は0.200%<br>①コロナ対応を行う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方<br>②政策医療を担う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方<br>③ ①・②以外の施設:病院1億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円<br>≪6年目以降≫0.200% | 0.801%          |
| 償還期間 | 15年以内   | 1年以上3年以内 | 償還期間 | 15年以内   | 1年以上3年以内        |
| 据置期間 | 5年以内  | 6ヶ月以内    | 据置期間 | 5年以内  | 6ヶ月以内           |